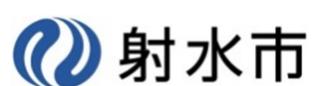
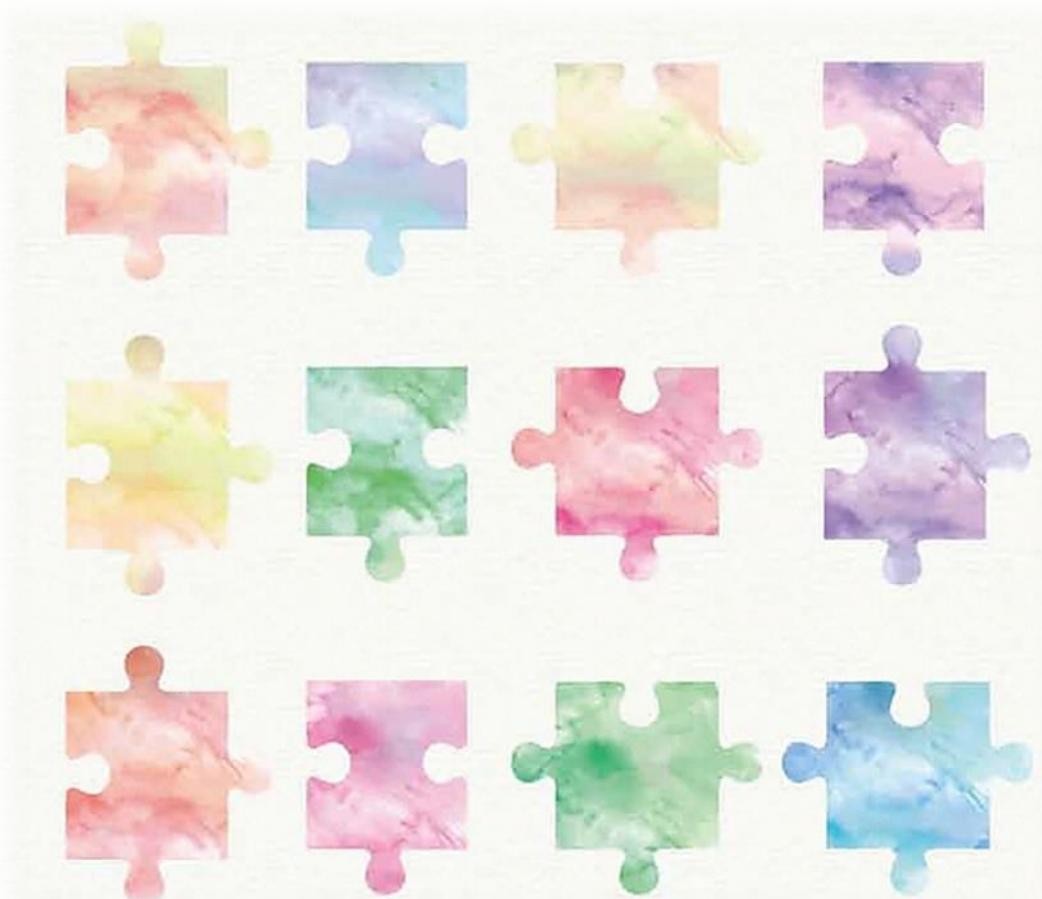


## 男女共同参画の推進に関する年次報告書

＜令和 5 年度推進施策の実施状況＞



## はじめに

射水市では、射水市男女共同参画推進条例第13条に基づき、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を公表することとしています。

本書では、「第2次射水市男女共同参画基本計画[改訂版]」に基づく令和5年度の取組や、目標・目標値の達成状況等を取りまとめました。

この報告書を通じて、市民の皆様に男女共同参画の現状や取組について理解を深めていただくとともに、女性も男性も全ての個人が、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現につなげていくことを目指しています。

# 目 次

## 第1章 射水市における男女共同参画の推進状況

1 射水市男女共同参画推進条例	1
2 第2次射水市男女共同参画基本計画	2
3 女性の公職参加状況	3
(1) 審議会等における女性委員の登用状況	
(2) 行政委員会における女性委員の登用状況	
(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況	
(4) 市役所における女性管理職の登用状況	

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況

基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	5
1 男女共同参画の理解と意識形成	
2 お互いの人権の尊重	
3 あらゆる暴力の根絶	
基本目標 II あらゆる分野への男女共同参画の促進	17
1 女性が活躍できる社会の環境づくり	
2 地域社会における男女共同参画の推進	
3 雇用や就労における男女平等の推進	
基本目標 III 健康でいきいきと暮らせる環境整備	31
1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	
2 家庭生活と社会活動の両立支援	
3 生涯を通じた健康づくり	
第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧	53

## 参考資料

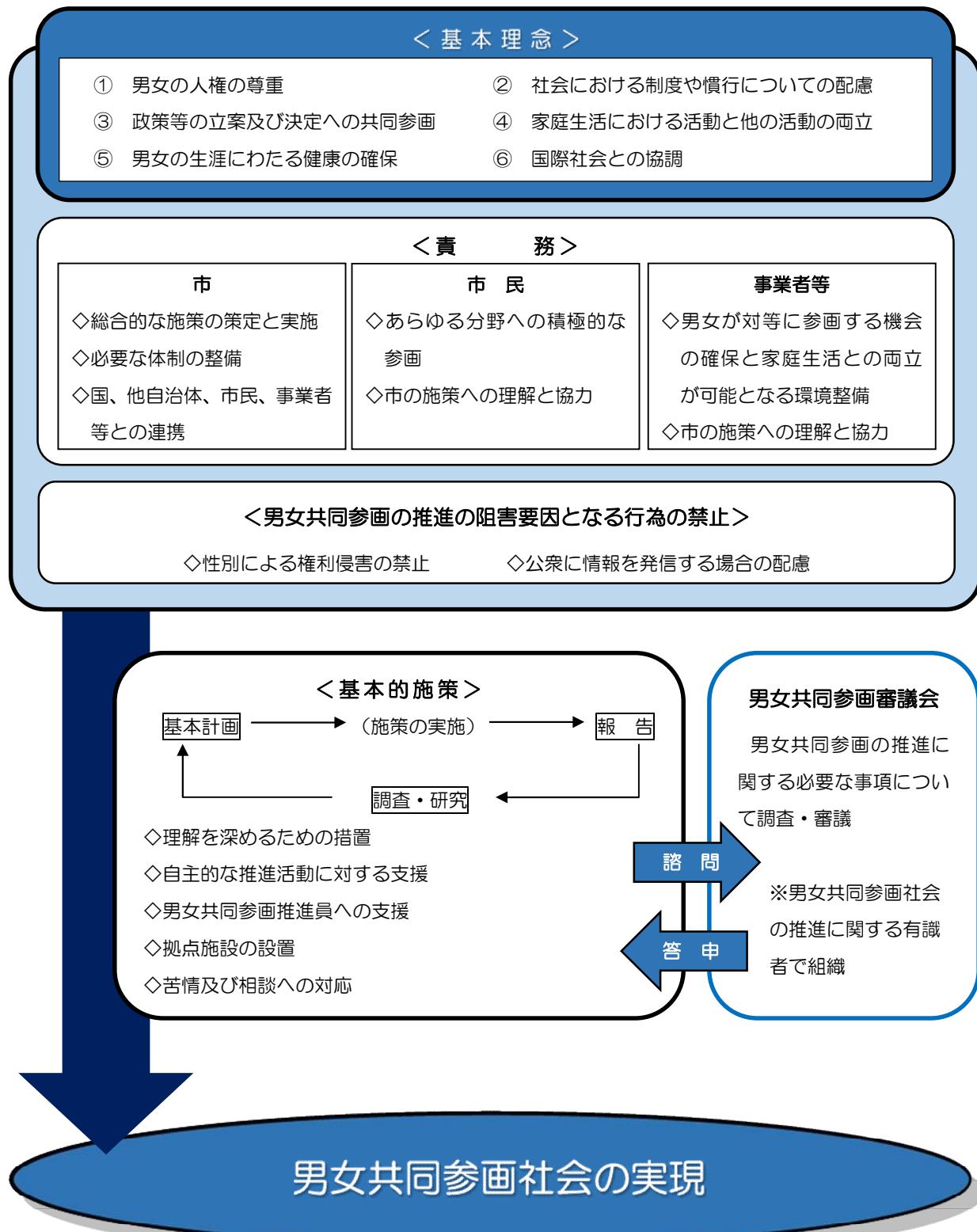
射水市男女共同参画推進条例	55
射水市男女共同参画審議会運営要綱	59
射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	60

## 1 射水市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定める「射水市男女共同参画推進条例」を平成18年12月に公布しました。(平成19年4月1日施行)

&lt;条例の概要&gt;

※前文省略



## 2 第2次射水市男女共同参画基本計画

少子高齢化が進行し、人口減少が本格化する中、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、社会の多様化と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

国においては、女性があらゆる分野で活躍できるよう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた組織は新たなステージに入りました。こうした状況の変化に的確に対応するため、従来の計画を見直し、平成29年3月に「第2次射水市男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和3年度には、策定から5年経過したことを受け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV防止法」）に基づく市町村計画を一体的に策定するとともに、計画の内容を見直し、令和4年3月に「第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定しました。

### ＜計画の体系＞



※1 「DV防止法」に定める市町村計画

※2 「女性活躍推進法」に定める推進計画

### 3 女性の公職参加状況

女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして活躍できる社会を築くため、本市では政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性委員の登用や、女性の人材発掘に努めています。

#### （1）審議会等における女性委員の登用状況

（単位：人、%）

審議会等設置根拠区分	欄	審議会等数	うち、女性委員がいる審議会等数	総委員数	うち、女性委員数	女性委員の割合
1 法律に基づいて設置されている審議会等	a	14	13	215	42	19.5
2 条例に基づいて設置されている審議会等	b	18	16	162	53	32.7
地方自治法202条の3（附属機関） 小計（=a+b）	c	32	29	377	95	25.2
3 その他要綱に基づいて設置されている審議会等	d	24	20	328	83	25.3
計（=c+d）		56	49	705	178	25.2

（令和6年3月31日現在）

#### （2）行政委員会における女性委員の登用状況（地方自治法180条の5に基づく委員会等）

（単位：人、%）

	名 称	委員数	うち女性委員数	女性委員の割合
1	教育委員会	4	3	75.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	公平委員会	3	1	33.3
4	監査委員	3	0	0.0
5	農業委員会	25	2	8.0
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0

（令和6年3月31日現在）

#### （3）法律に基づいて配置されている委員・相談員等における女性の登用状況

（単位：人、%）

	委員・相談員名	総数	うち女性数	女性委員の割合
1	社会教育委員	10	4	40.0
2	民生委員・児童委員	225	130	57.8
3	身体障害者相談員（県委嘱含む）	20	10	50.0
4	母子・父子自立支援員	2	2	100.0
5	知的障害者相談員（県委嘱含む）	6	5	83.3

（令和6年3月31日現在）

## (4) 市役所における女性管理職の登用状況

(単位:人、%)

区分	職員数	うち女性 管理職総数	女性比率	うち一般行政職		
				管理職総数	うち女性管理職	女性比率
管理職総数	121	24	19.8	72	9	12.5
うち病院	32	14	43.8	3	0	0.0
うち消防	15	0	0.0	0	0	0.0
部局長相当職数	29	4	13.8	10	0	0.0
うち病院	18	4	22.2	1	0	0.0
うち消防	1	0	0.0	0	0	0.0
次長相当職数	25	4	16.0	22	3	13.6
うち病院	2	1	50.0	1	0	0.0
うち消防	1	0	0.0	0	0	0.0
課長相当職数	67	16	23.9	40	6	15.0
うち病院	12	9	75.0	1	0	0.0
うち消防	13	0	0.0	0	0	0.0

## 職務上の地位別職員在職

課長補佐相当職数	87	29	33.3	52	8	15.4
うち病院	6	4	66.7	1	0	0.0
うち消防	9	0	0.0	0	0	0.0
係長相当職数	231	137	59.3	95	43	45.3
うち病院	63	55	87.3	4	0	0.0
うち消防	25	1	4.0	1	1	100.0

(令和6年4月1日現在)

※「管理職」とは、本庁の課長及びこれに相当する職以上の職を指します。いわゆる「管理的業務」を行う職であっても、課長補佐級、係長級の者は除きます。

※「一般行政職」とは、研究職、医師職、医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等の専門職以外の職員を指します。

## &lt;参考&gt;

## 市議会への女性の参画状況

項目	定数(名)	現在の議員数(名)	うち女性議員数(名)	女性議員の割合(%)
市議会議員	22	21	0	0.0

(令和6年3月31日現在)

## 基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

### 1 男女共同参画の理解と意識形成

#### (1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が發揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を図ります。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I－1－(1)－① 広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、条例や計画の広報・啓発を図ります。	市民活躍・文化課 (未来創造課)	<p>□ 多様な媒体を活用した男女共同参画に関する広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、ケーブルテレビ、市公式LINEなどで関連イベントの告知を行った。</li> <li>・ホームページに条例・計画・各種相談窓口等を掲載した。</li> </ul>	引き続き、市公式LINEなど各種SNSも活用しながら、幅広い世代に向けて男女共同参画に関する情報を発信していく。	－
I－1－(1)－② 男女共同参画の意識を高めるための講演会、出前講座の充実を図ります。	市民活躍・文化課	<p>□ 男女共同参画巡回講座の開催</p> <p>条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共同参画についての説明と、男女共同参画推進委員による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いての講座の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発を行った。</p> <p>令和5年6月11日（日）新湊コミュニティセンター 令和5年8月6日（日）二口コミュニティセンター 令和5年9月16日（土）黒河コミュニティセンター 令和5年10月21日（土）大島コミュニティセンター 令和5年10月28日（土）大門コミュニティセンター 令和5年11月12日（日）新湊コミュニティセンター 令和5年11月12日（日）戸破コミュニティセンター 令和5年11月15日（水）本江コミュニティセンター 令和5年12月9日（土）下村コミュニティセンター 令和5年12月21日（木）放生津コミュニティセンター 令和6年2月4日（日）二口コミュニティセンター 参加人数：348人</p> <p>□ あつたか家族のひなまつりの開催</p> <p>小学生以下の子さんと保護者を対象におひなさまの制作やひなまつり絵本の読み聞かせを実施した。</p> <p>また、男女共同参画かるたを使って、親子でジェンダー平等について学んだ。</p> <p>日時：令和6年2月25日（日） 場所：救急薬品市民交流プラザ</p>	男女共同参画の意識を高めるため、地域に根差した講座やキャンペーンを実施できるよう市内企業や各種団体等と連携を図っていく。	287

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

		<p><input type="checkbox"/> オレンジキャンペーン in 射水～がんばる女性をみんなで応援～</p> <p>射水市と富山県立大学、アランマーレ富山が連携し、国際女性デー（3月8日）に合わせ、射水市で頑張る女性を応援するキャンペーンを開催した。（令和6年3月1日～3月10日）</p> <p>キャンペーン期間中には、男女共同参画推進委員と啓発チラシなどを配布した。また、男女共同参画推進委員会が作成した男女共同参画かるたの紹介及び展示を行った。</p> <p>日時：令和6年3月2日（土）</p> <p>場所：富山県立大学射水キャンパス</p>		—
I－1－(1)－③ 男女共同参画週間における啓発活動を図ります。	市民活躍・文化課	<p><input type="checkbox"/> 男女共同参画週間（毎年6月23日から同月29日までの1週間）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎1階エントランスホールにおいて企画展示を実施した。 内容：男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの説明等</li> <li>・男女共同参画推進委員会があいの風とやま鉄道小杉駅前及び越中大門駅前で街頭啓発を実施した。 日時：令和5年6月26日（月）午前7時</li> <li>・あいの風とやま鉄道駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。 期間：令和5年6月1日（木）から同月29日（木）まで</li> </ul>	引き続き「男女共同参画週間」にて、街頭啓発やパネル展示を活用して男女共同参画の啓発を図っていく。	36
I－1－(1)－④ 性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意思決定や責任を担う意識啓発を図ります。	市民活躍・文化課 人事課	<p><input type="checkbox"/> 男女共同参画巡回講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共同参画についての説明と、男女共同参画推進委員による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いての講座の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発を行った。</li> </ul> <p>再掲 I－1－(1)－②</p> <p><input type="checkbox"/> 射水市職員旧姓使用取扱要綱（平成19年4月1日施行）の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の旧姓使用について、範囲、手続等を規定した要綱を策定し、運用している。</li> </ul>	巡回講座にて、性別による固定的な役割分担意識等の意識啓発を図っていく。	(287)
I－1－(1)－⑤ 国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。	市民活躍・文化課	<p><input type="checkbox"/> 各種制度や情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府男女共同参画局、富山県女性活躍推進課、富山県民共生センター「サンフォルテ」、富山労働局雇用均等室など、国・県等の関係機関のリンクを設定した。</li> </ul>	HP等で国や県の取組を周知していく。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

I－1－(1)－⑥ 定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。	市民活躍・文化課	<p><input type="checkbox"/> 男女共同参画社会に対する市民意識の調査 男女共同参画基本計画の改定や関係施策の資料とするため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の調査期間：令和2年8月27日～9月23日</li> <li>・対象：射水市に居住する18歳以上の住民 　　計2,000人</li> <li>・回収：841人（回収率42.1%）</li> </ul>	定期的に市民意識調査を行い、男女共同参画基本計画へ反映していく。	—
--	----------	---	----------------------------------	---

## 基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

### 1 男女共同参画の理解と意識形成

#### (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。あわせて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学習活動を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I－1－(2)－① 学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。	学校教育課 (教育センター)  市民活躍・文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 人権教育の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の教育計画に人権教育を位置付け、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進した。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 人権教育に関する研修会に参加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の人権意識を高めるために、県教育委員会作成の「人権教育推進のために」(人権意識チェック表)等を活用して日頃の指導を振り返り、理解を深めた。特に、言語環境に関しては、人間関係の基盤であることを教師自身が意識し、望ましい言語活動に心掛けた。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 人権啓発活動           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校に人権啓発ポスター・リーフレットを配布し、人権意識の向上に努めた。</li> </ul> </li> </ul>	<p>普段の学校生活に加え、各種事業を利用するなどし、引き続き児童生徒への人権教育の推進を図る。</p> <p>職員研修会等の機会を通じて意識チェックを行うなど、引き続き教師の人権意識を高め、望ましい言語活動に努める。</p>	—
I－1－(2)－② 男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭科教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校において、男女共修で技術分野と家庭分野の学習も履修することで、互いに支え合って生きることや、将来、家族の一員として役割を果しながら家庭を築くことの大切さを学んだ。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業（職場体験活動）は、6校、823名の実施となった。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間：令和5年9月25日～9月29日</li> </ul> </li> </ul>	<p>家庭科教育において、家族の一員として果たす役割等について考え、課題解決に向けた実践的・体験的な活動を大切にする。</p> <p>生徒の希望に沿えるよう地域の受入事業所の拡大を図り、双方の満足度が高い有意義な事業として継続するべく働きかけていく。</p>	1,870

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

I－1－(2)－③ 幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。	学校教育課 子育て支援課	<p><input type="checkbox"/> 混合名簿の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の趣旨を踏まえ、各学校の実情に応じて工夫しながら活用を図っている。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>小学校</td><td>15校／15校</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>6校／6校（卒業式生徒名簿で活用）</td></tr> <tr> <td>幼稚園</td><td>1園／1園</td></tr> <tr> <td>保育園</td><td>17園／17園</td></tr> <tr> <td>認定こども園</td><td>11園／11園</td></tr> </table>	小学校	15校／15校	中学校	6校／6校（卒業式生徒名簿で活用）	幼稚園	1園／1園	保育園	17園／17園	認定こども園	11園／11園	引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園において混合名簿の活用を図る。	—
小学校	15校／15校													
中学校	6校／6校（卒業式生徒名簿で活用）													
幼稚園	1園／1園													
保育園	17園／17園													
認定こども園	11園／11園													
I－1－(2)－④ 幼稚園、保育園、学校関係職員の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。	学校教育課 (教育センター)	<p><input type="checkbox"/> 人権に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の人権意識を高めるために、県教育委員会作成の「人権教育推進のために」（人権意識チェック表）等を活用して日頃の指導を振り返り、理解を深めた。</li> </ul> <p>再掲 I－1－(2)－①</p>	職員研修会等の機会を通じて意識チェックを行うなど、引き続き教師の人権意識を高め、望ましい言語活動に努める。	—										
I－1－(2)－⑤ 家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。	子育て支援課	<p><input type="checkbox"/> とやま子育て応援団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とやま家族ふれあいウイーク」（毎月第3日曜日）から始まる1週間の期間中にを中心に、18歳未満（高校生含む）の子ども連れの家族が、協賛店を利用した場合に、応援団マークを提示することで協賛店が設定している割引や特典等の各種サービスが受けられる制度について、ガイドブックを配布、ホームページで周知した。</li> </ul>	家庭における男女共同参画の推進のため、「とやま子育て応援団」「とやま家族ふれあいウイーク」の周知、啓発に努める。	—										
I－1－(2)－⑥ 家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課	<p><input type="checkbox"/> いみず親学びスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育アドバイザーや家庭教育支援に携わる方及び主に小・中学校の保護者を対象とした。</li> <li>・開催回数：4回 参加人数：延べ120人</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> じいちゃんばあちゃんの孫育て談義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座メニューとして常設</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> ライフステージに応じた課題別子育て講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小学校で次年度就学予定児の保護者を対象とした。</li> <li>・開催回数：8回 参加人数：433人</li> </ul>	今後も最新の専門的な情報や子育てのヒントを分かりやすく伝え、家族のコミュニケーション力の向上につながるよう、事業を継続していく。	90 — —										

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

I－1－(2)－⑦ 自主的な学習活動拠点としての コミュニティセンター活動を充 実する上で、各世代の男女が共に 企画・立案する学級・講座、サーク ル活動等を推進します。	生涯学習・ スポーツ課	<p><input type="checkbox"/> 生涯学習活動の支援 　　・ コミュニティセンターにおける学級・講座等 　　　　(単位：回、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年学級</td><td>1 2 6</td><td>3, 6 7 9</td></tr> <tr> <td>女性学級</td><td>8 3</td><td>1, 4 7 1</td></tr> <tr> <td>高齢者学級</td><td>4 4 4</td><td>8, 0 6 0</td></tr> <tr> <td>乳幼児学級</td><td>6</td><td>1 2 1</td></tr> <tr> <td>生涯学習活動</td><td>3 2 7</td><td>1 9, 7 3 0</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9 8 6</td><td>3 3, 0 6 1</td></tr> </tbody> </table>	内 容	回数	延べ参加人数	青少年学級	1 2 6	3, 6 7 9	女性学級	8 3	1, 4 7 1	高齢者学級	4 4 4	8, 0 6 0	乳幼児学級	6	1 2 1	生涯学習活動	3 2 7	1 9, 7 3 0	合計	9 8 6	3 3, 0 6 1	今後も柔軟な発想 で内容を充実さ せ、事業を継続す る。	7,188
内 容	回数	延べ参加人数																							
青少年学級	1 2 6	3, 6 7 9																							
女性学級	8 3	1, 4 7 1																							
高齢者学級	4 4 4	8, 0 6 0																							
乳幼児学級	6	1 2 1																							
生涯学習活動	3 2 7	1 9, 7 3 0																							
合計	9 8 6	3 3, 0 6 1																							
<p><input type="checkbox"/> 生涯学習活動事業 　　・ コミュニティセンターで実施した。 　　　　(単位：回、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性料理教室</td><td>5</td><td>5 8</td></tr> </tbody> </table>	内 容	回数	延べ参加人数	男性料理教室	5	5 8																			
内 容	回数	延べ参加人数																							
男性料理教室	5	5 8																							
I－1－(2)－⑧ 男性の家事・育 児・介護等への参 画を促す講座の 充実を図ります。	生涯学習・ スポーツ課  市民活躍・ 文化課	<p><input type="checkbox"/> 男女共同参画巡回講座の開催 　　・ 条例及び計画の概要、家庭や地域における男女共 　　同参画についての説明と、男女共同参画推進委員 　　による男女共同参画かるたの紹介、講師を招いて 　　の講座の開催等により、男女共同参画に関する意 　　識啓発を行った。 　　再掲　I－1－(1)－②</p>	今後も柔軟な発想 で内容を充実さ せ、事業を継続す る。	—																					
I－1－(2)－⑨ 子どもの人権が 尊重されるため の規範となる「射 水市子ども条例」 を遵守し、健やか な子どもの成長 を育むまちづくり を推進します。	子育て支援課	<p><input type="checkbox"/> 射水市子ども条例に基づく、家庭、地域、社会全体 の責務の明確化と子どもの幸せと健やかな成長を育 むまちづくりの推進 　　・ 子ども施策推進委員会に対し、子どもに関する施 　　策推進計画の進捗状況を報告した。 　　・ ホームページで子ども条例、子どもに関する施策 　　推進計画の周知を図った。 　　・ 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子 　　ども子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進し 　　た。</p>	引き続き、「射水 市子ども条例」を 遵守し、健やかな 子どもの成長を育 むまちづくりを推 進する。	(287) —																					

## 基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

### 2 お互いの人権の尊重

#### (1) 女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の視点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I－2－(1)－① 市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を府内で共有し、性別による固定的な役割分担等、適切な表現となるよう配慮に努めている。	男女共同参画の視点から適切な表現となるよう、手引きの周知・活用に努めていく。	—
I－2－(1)－② 情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。	学校教育課 (教育センター)	<input type="checkbox"/> 情報モラルの浸透 男女共同参画の視点で、各小・中学校において、児童生徒・教職員を対象に、情報社会での行動に責任をもつことや正しく安全に利用することなどについて、スマホ・ケータイ安全教室やネットトラブル防止教室等の講習会を行い、情報モラルと人権意識の効用を図った。	I C T 活用の機会を通じて情報技術の利用における適切で責任ある行動がとれるようデジタルシチズンシップ教育を推進する。	—
I－2－(1)－③ 有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。	学校教育課	<input type="checkbox"/> 青少年の健全育成の視点での、性の商品化、暴力を助長する有害図書等の追放運動 ・県主体で行っている有害環境調査に協力し、有害図書等の撤去などを関係方面に働きかけた。	今後も県の有害環境調査等機会を捉えて、有害図書の撤去について働きかけていく。	—
I－2－(1)－④ 有害広告物の撤去を図ります。	都市計画課	<input type="checkbox"/> 青少年の健全育成の視点で、性の商品化、暴力を助長する違法広告物等の撤去、市内巡視の実施 ・実施回数 9回（毎月3日間） ・対象施設 国道2路線、県道17路線、市道21路線	継続して違法広告物等の撤去を行っていく。	—

## 基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

### 2 お互いの人権の尊重

#### (2) お互いの性の尊重

全ての人々が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らすことのできる社会に向けた教育・啓発活動を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I－2－(2)－① 性的少数者に対する理解を深めるため、啓発活動や人権教育を推進します。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 性的少数者に対する理解促進に向けた啓発 県作成の性別欄のチラシを配布したほか、県パートナーシップ制度の周知を図った。	今後はセミナー等も開催しながら、性的少数者に対する理解を深めていく。	—
I－2－(2)－② 事業者に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止 ・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、防止対策の有無について市ホームページで公表することでセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図った。 ・令和5年度企業状況調査概要 調査基準日 令和6年1月1日現在 調査依頼事業所数 500事業所 回答事業所数 182事業所	市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、引き続きセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図っていく。	57
I－2－(2)－③ 市職員の理解促進に向けて、研修の実施等に取り組みます。	人事課	<input type="checkbox"/> 射水市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 射水市職場におけるハラスメントの防止に関する要綱(平成17年11月1日施行)を定めている。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」による改正後の労働施策総合推進法が令和2年6月1日から施行され、セクハラ防止対策が強化されたことに伴い、相談窓口やハラスメントへの対応措置について周知及び職員研修を行い、性的差別のない健全な職場環境の確保を図っている。	ハラスメントの相談窓口や対応措置について職員へ年1回以上周知するとともに、ハラスメントに係る職員研修の実施や外部の研修に参加させることにより、「ハラスメントを発生させない・許さない」職場づくりを推進する。	—
I－2－(2)－④ N P O、P T A、市民団体、事業者等との連携を図り、多方面から施策を推進します。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 性的少数者に対する理解促進に向けた啓発 県作成の性別欄のチラシを配布したほか、県パートナーシップ制度の周知を図った。 再掲 I－2－(2)－①	多方面から施策を推進していくため、各種団体との連携づくりを図っていく。	—

## 基本目標I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

## 3 あらゆる暴力の根絶

## (1) 男女間における暴力の防止

男女の人権を尊重し、暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I-3-(1)-① DVは犯罪であるという認識を深めるための啓発を図ります。	市民活躍・文化課	<p>□ 配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所、各地区センターにポスターを掲示したほか、県作成の相談窓口等を掲載したチラシ等を配布した。</li> </ul>	引き続き、相談窓口の周知を図りながら、DVへの認識を深めるための啓発を図っていく。	—
I-3-(1)-② 「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を通じて、暴力根絶に向けて効果的な広報・啓発を図ります。	市民活躍・文化課	<p>□ 配偶者等に対する暴力の防止 再掲 I-3-(1)-①</p> <p>□ 女性に対する暴力をなくす運動 (毎年11月12日から同月25日) の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内商業施設2か所で男女共同参画推進委員が啓発チラシや啓発物品を配布した。</li> <li>実施日：令和5年11月12日（日）</li> <li>・男女共同参画推進委員会があいの風とやま鉄道小杉駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。</li> <li>期間：令和5年11月1日（水）～同月25日（土）</li> </ul> <p>□ 人権週間(毎年12月4日から同月10日までの1週間) の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内2か所で人権擁護委員及び法務局、市職員で啓発物品を配布した。</li> <li>実施日：令和5年12月8日（金）</li> <li>・あいの風とやま鉄道小杉駅前（北口）広告塔に啓発用看板を設置した。</li> <li>期間：令和5年11月27日（月）～12月12日（火）</li> </ul>	今後も街頭啓発等を実施しながら、効果的な広報・啓発に取り組んでいく。  36	—
I-3-(1)-③ DV防止法などの関係法令について、市民への周知に努めます。	市民活躍・文化課	□ 配偶者等に対する暴力の防止 再掲 I-3-(1)-①	引き続き、ポスターの掲示やチラシの配布を行い、市民への周知の努めていく。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

I－3－(1)－④ デートDVの予防やDVの被害者にも加害者にもなることのないよう若年層への教育・啓発を図ります。	学校教育課	<input type="checkbox"/> DV予防・啓発パンフレットの配布 DV予防・啓発パンフレットを中学校に配布し、DVについての教育・啓発を行った。	DV予防・啓発パンフレットを生徒へ配布するなどし、引き続き生徒への啓発を図る。	—
--	-------	--	---	---

## 基本目標 I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

### 3 あらゆる暴力の根絶

#### (2) 相談・支援体制の整備

DV等を受けた被害者が安心した暮らしができるよう、相談・支援体制の整備を図るとともに、職員の資質の向上に努めます。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げになっている問題は多様であることから、各種草案窓口の連携・協力を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
I-3-(2)-① 広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 各種相談窓口の広報           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談窓口の情報を広報に掲載（毎月1日発行） 33,400部発行（令和5年4月発行分）</li> <li>・ホームページに相談窓口を掲載</li> </ul> </li> <li>□ 無料法律相談（毎月第4木曜日）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場：射水市役所本庁舎</li> <li>・相談件数：72件</li> </ul> </li> <li>□ 人権相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内5か所：毎月1回、人権擁護委員11人</li> <li>・全国一斉特設人権相談所の開設（6月1日）</li> </ul> </li> <li>□ 子どもの悩み総合相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場：射水市子ども子育て総合支援センター</li> <li>・相談日：月～金曜日（午前9時～午後5時）</li> <li>・相談件数：353件</li> </ul> </li> <li>□ ほっとスマイル子ども相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場：子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」</li> <li>・相談日：第1水曜日、第2月曜日 (午後2時～午後5時) 第3・4・5水曜日 (午後3時～午後4時30分)</li> <li>・相談件数：46件</li> </ul> </li> <li>□ 女性相談員による女性無料相談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・奇数月2回、偶数月1回、年間18回実施 相談件数延べ46件 (DVに関する相談実人数13人)</li> </ul> </li> </ul>	引き続き広報いみずやホームページ等を活用しながら、各種相談窓口を周知していく。	— 1,160 12 2,577 3,956 584

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

I－3－(2)－② 県の女性相談センターをはじめ、関係機関との連携強化をはかります。	市民活躍・文化課 子育て支援課	<input type="checkbox"/> 県主催研修会への参加 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する府内体制の整備を目的とした県主催の研修会へ参加した。  <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数 延べ58件（実相談人数11人）	充実した支援を行えるよう、関係機関との連携を強化を図っていく。	—
I－3－(2)－③ 民生委員・児童委員、人権擁護委員等に被害者の発見、通報等への協力を働き掛けます。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 男女共同参画推進員・人権擁護委員への啓発研修会やセミナー等を通じて知識の涵養や支援体制の強化を図った。 ・男女共同参画推進委員会研修会 実施日：令和5年8月31日（木）  <input type="checkbox"/> 関係機関との連携や情報の共有 円滑な被害者支援の実施に向け、関係機関との連携強化に努める。	充実した支援を行えるよう、引き続き関係団体や関係機関への協力を働きかけていく。	—
I－3－(2)－④ DV被害者に寄り添った支援ができるよう、市職員に対する研修の充実を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 県主催研修会への参加 再掲：I－3－(2)－②  <input type="checkbox"/> 市職員対象DV研修 市職員を対象としてDV研修を行い、DV被害者に寄り添った支援体制の強化を図る。 隔年開催（直近実施：令和4年12月5日（月））	今後も市職員を対象としてDV研修を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実を図る。	—

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 1 女性が活躍できる社会の環境づくり

#### (1) 事業所等の取組への支援

事業所において、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画策定の取組を促進します。また、あらゆる分野において女性活躍推進をはかります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-1-(1)-① 事業所に対し、一般事業主行動委計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 一般事業主行動計画策定に向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、一般事業主行動計画の策定状況を公表することで計画策定に向けた啓発を図った。</li> </ul> 再掲 I-2-(2)-②	引き続き市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発を図っていく。	(57)
II-1-(1)-② あらゆる分野における、政策・方針決定過程での女性の参画を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 市の政策・方針決定の場へ女性の参画拡大を目指した、数値目標の設定、女性委員の登用推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の審議会等における女性委員の登用率 25.2%（令和6年3月31日現在）</li> <li>・審議会等の女性委員の登用状況を調査し、年次報告に掲載（本編第1章 審議会等における女性委員の登用状況）</li> </ul> <input type="checkbox"/> 女性人材リストの作成及び活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 9人（令和6年3月31日現在）</li> </ul>	女性人材リストの活用を促しながら、女性の参画を図っていく。	—
II-1-(1)-③ 事業所等における女性の管理職登用について啓発に努めます。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 事業所等における女性の管理職登用の啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、女性の管理職登用の状況を公表することで啓発を図った。</li> </ul> 再掲 I-2-(2)-②	引き続き市内事業者に対して「企業状況調査」を実施し、事業所等における女性の管理職登用について啓発を図っていく。	(57)
II-1-(1)-④ 生涯学習・社会教育団体の支援と女性のリーダーの育成を図ります。	生涯学習・スポーツ課	<input type="checkbox"/> 社会教育団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いみず女性ネットワーク活動補助 令和2年9月設立</li> </ul>	研修等を通じ男女共同参画活動に対する支援を行うため、効果的に事業が進められるよう委託事業に移行する。	40

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

II-1-(1)-⑤ 働く女性のネットワークづくりを支援します。	市民活躍・文化課	□働く女性のためのいみずキャリアステップ応援塾の開催  市内企業等における女性の活躍を推進し、女性が職場でイキイキと活躍できる環境づくりを目指し、リーダーの役割を担う女性のスキルアップと相互交流、業種・職種の枠を超えたネットワークの形成を図るため、全5回の講義を実施した。	引き続き、働く女性のネットワークづくりや異業種交流を支援していく。	1,986
II-1-(1)-⑥ 働き方改革や女性活躍に向け、国・県等の各種支援を周知し、セミナー等の開催を働きかけます。	市民活躍・文化課	□各種支援やセミナー等の案内  当課窓口や職員掲示板等において各種支援やセミナー等の案内を周知した。	引き続き、当課窓口や職員掲示板等において周知に努めていく。	—

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 1 女性が活躍できる社会の環境づくり

#### (2) 行政における女性の登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図ります。

（単位：千円）

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-1-(2)-① 幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、市の審議会、委員会等において積極的な女性の登用を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 市の政策・方針決定の場へ女性の参画拡大を目指した、数値目標の設定、女性委員の登用推進 再掲 II-1-(1)-②  <input type="checkbox"/> 女性人材リストの作成及び活用 再掲 II-1-(1)-②	幅広い分野から女性の人材発掘を図るために、女性人材リストの見直しを行なながら、積極的な女性の登用を図っていく。	— —
II-1-(2)-② 能力のある市女性職員を積極的に管理職にします。	人事課	<input type="checkbox"/> 管理職への女性職員の登用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、人事異動に関する希望調査（課長補佐・副主幹以下）を行い、能力や意欲に見合う適正な人員配置を実施</li> <li>・自治大学校へ女性職員を積極的に派遣</li> </ul>	人事異動に関する希望調査で本人の意向等も確認しながら、人事評価により、能力や意欲のある女性職員の積極的な管理職への登用を図る。 家庭のある女性職員でも参加しやすい自治大学校第1部第2部特別課程への派遣（短期間の派遣）を継続実施する。	—
II-1-(2)-③ 市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。	人事課	<input type="checkbox"/> 職員の能力や意欲を引き出し、高めるような研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別研修（新任・中堅・監督者・管理者） 211人</li> <li>・専門研修（交渉力向上・リーダー養成・手話等） 422人</li> <li>・派遣研修（自治大学校・市町村アカデミー等） 16人</li> <li>・自己啓発支援（通信教育等） 17人</li> </ul>	EBPMやDXなど、時代の変化に応じて必要な知識や技術が習得できるよう、研修の充実を図る。	7,028

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 1 女性が活躍できる社会の環境づくり

#### (3) 多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援資金融資制度等の周知を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-1-(3)-① 再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 情報の収集・提供 ・広報やホームページ等でワークセンター射水の周知と利用促進を図った。	引き続き、広報やホームページ等で周知し、利用促進を図っていく。	—
II-1-(3)-② 再就職を目指す女性のキャリアアップ支援を行います。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 射水市キャリアアップ応援補助金の周知 出産・育児・介護等のために離職した女性や非正規雇用の形態で働いている女性が、就職や起業等に有効な資格を取得された場合に、その経費の一部を支援した。 ・申請件数 11件	引き続き、補助金の周知を図りながら、再就職を目指す女性のキャリアアップ支援を行っていく。	267
II-1-(3)-③ 就業支援に関する講座等の開催を図ります。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 就労支援に関する講座等の周知・広報 ・市役所、各地区センターにポスター、チラシを設置し県内で開催されるセミナーについての周知を図った。	引き続き関係各所にチラシ等を設置し、周知を図っていく。	—
II-1-(3)-④ 女性労働者が多いパートタイムマートの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> パートタイム労働法の周知 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、パートタイム従業員の労働条件について公表することで労働条件向上を図った。 再掲 I-2-(2)-②	引き続き「企業状況調査」を実施し、パートタイム従業員の労働条件について公表することで労働条件向上を図っていく。	(57)

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

II－1－(3)－⑤ 起業に関する情報や市の創業者支援資金制度の周知を図ります。	商工企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 起業に関する情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに商工会議所、商工会、富山労働局等の関係機関のリンクを設定し、就業・起業に関する情報提供を図った。</li> <li>・商工団体が実施する創業塾の情報発信を市報等で行い、創業の機運醸成を図った。</li> </ul> </li>   <li><input type="checkbox"/> 創業者支援融資制度               <ul style="list-style-type: none"> <li>・預託金を支出し、融資制度を実施した。</li> <li>・融資件数 8件</li> </ul> </li>   <li><input type="checkbox"/> 創業支援事業補助金               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内創業を行う者に対し、創業時に必要な経費を補助した。</li> <li>・申請件数 24件</li> </ul> </li> </ul>	引き続き商工団体と連携するとともに、広報やホームページ等で就業・起業に関する周知を図っていく。  17,100  8,901	－
II－1－(3)－⑥ 中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。	商工企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ゆとりライフ互助会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の中小企業・商店等で働く労働者のために、個々の事業所では十分に行えない共済事業や福利厚生事業の支援や制度の周知を図っている。</li> <li>・会員数 692人（令和6年3月31日現在）</li> </ul> </li> </ul>	引き続き共済事業や福利厚生事業の支援及び制度の周知を図っていく。	－
II－1－(3)－⑦ 短時間正社員制度等の新しい就業形態についての情報の収集や提供を図ります。	商工企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 就業支援に関する情報の収集・提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、ポスター等により周知を図った。</li> </ul> </li> </ul>	引き続き窓口にチラシ等設置し、周知を図っていく。	－

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 2 地域社会における男女共同参画の推進

#### (1) 男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、P T A、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-2-(1)-① 自治組織やP T Aなど、地域活動におけるリーダーとしての女性の積極的な参画を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 自治会等と連携した実践活動（巡回講座等）の実施 再掲 I-1-(1)-②  <input type="checkbox"/> 女性活躍推進セミナーの実施 地域活動に女性が担い手として参画、活動することを後押しし、地域の活性化につなげるためのセミナーを実施した。 2回開催 参加人数：16人	引き続き、女性が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進していく。	(287)  60
	環境課	<input type="checkbox"/> クリーン作戦（環境美化）等の参加促進 • みんなできれいにせんまいけ大作戦 • 小杉地区クリーン作戦 • 射水市一斉クリーン大作戦 • アダプト・プログラムの推進（道路等の清掃：里親制度） 団体数：56団体 会員数：1,489人		620
II-2-(1)-② ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会 (地域福祉課)	<input type="checkbox"/> ボランティア活動への参画推進 • 広報誌「福祉いみず」（年4回）やホームページにおいてボランティア情報の提供を図っているほか、射水市ボランティアセンター（社会福祉協議会本所内）で、ボランティア講座や研修会を実施した。 • 市ボランティア連絡協議会登録グループ グループ数：65 会員数：914人	引き続き、ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図る。	2,515
II-2-(1)-③ N P O 法人の設立を支援します。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> まちづくり、地域づくりに主体的に取り組むN P Oへの支援 特定非営利活動法人設立支援補助 N P O法人数：35法人（令和6年3月31日現在）	男女が共に参画する地域活動を目指すため、引き続きN P O法人の設立を支援していく。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

II-2-(1)-④ 男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。	<p>市民活躍・文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 協働のまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27の地域振興会において、地域防災力向上対策や公園の維持管理、敬老会等を実施した。</li> <li>・ NPO法人やボランティア団体等の各種団体の専門性・先駆性を生かした事業の提案を公募する、公募提案型市民協働事業を実施した。 (事業数：7事業)</li> <li>・ 地域振興会の自由な発想を生かした事業の提案を募集する、地域提案型市民協働事業を実施した。(事業数：8事業)</li> </ul> </li>   <li><input type="checkbox"/> 男女共同参画推進委員会への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進委員会活動補助 (委員数35人、任期2年)</li> <li>・ 条例や基本計画の普及啓発、研修会の開催</li> <li>・ 啓発紙「いみずのに拓く」発行(年1回)</li> <li>・ 地域啓発事業の開催(巡回講座などの事業で条例の理念や計画の概要の説明)</li> </ul> </li> </ul> <p>再掲 I-1-(1)-②</p>	<p>引き続き、各種団体等と連携を図りながら、地域に根差した男女共同参画の推進に取り組んでいく。</p> <p>(287)</p>	142,125
II-2-(1)-⑤ 地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンターの充実を図ります。	<p>市民活躍・文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コミュニティセンター運営及び維持管理 (コミュニティセンター27施設)</li> </ul>	<p>地域コミュニティの基盤として、引き続き適切なコミュニティセンターの運営及び維持管理に努める。</p>	176,733
	<p>生涯学習・スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生涯学習活動の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習活動事業は27地域振興会へ委託 再掲 I-1-(2)-⑦</li> </ul> </li> </ul>	<p>今後も柔軟な発想で内容を充実させ、事業を継続する。</p>	(7,188)
II-2-(1)-⑥ 市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。	<p>関係各課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 幅広い層の地域活動への参加促進 市が主催する講演会等で必要に応じて託児室を設けるなど、子育て期間中の女性にとっても参加しやすいよう努めている。また、講演会等の開催日や曜日を設定する際には、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう配慮に努めている。</li> </ul>	<p>今後も、子育て期間中の女性が参加しやすい環境づくりに取り組んでいく。</p>	—

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 2 地域社会における男女共同参画の推進

#### (2) 国際理解・国際交流の推進

国際化の時代にあって、異文化に対する理解と交流を図り、国際化に対応したまちづくりを推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-2-(2)-① 小・中学校において、児童・生徒が国際理解を深める学習環境の充実を図ります。	学校教育課	<input type="checkbox"/> 英語のコミュニケーション能力の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校では、ALT（外国語指導助手）とのチームティーチング（英語科の全授業の1/4程度）を行い、より実践的な英語の育成を図った。</li> <li>・小学校では、中・高学年で、学級担任を中心として外国語活動指導員、ALT、小学校英語専科講師とのチームティーチングにより、高学年では外国語科、中学年では外国語活動を実施し、英語に触れ、外国文化に親しんだ。</li> <li>・小学校では、主に1、2年生を対象に、CIR（国際交流員）が外国の文化等を紹介する講義を実施し、国際理解を深めた。</li> </ul>	今後も小・中学校にALT等を配置し、市内小・中学生の英語教育の推進を図るとともに国際理解を深める活動を行っていく。	—
	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 射水市民国際交流協会補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業 語学講座（英語（初級・中級・上級）・中国語各言語月2回開催）、国際理解講座（台湾編、ニュージーランド編）</li> <li>・国際交流・多文化共生事業 外国人向け日本料理講座（全3回）、日本文化体験交流会（畳のコースター）、LINK PARK、日本語教室支援</li> <li>・広報事業（会報発行、ホームページ作成、ケーブルテレビ及び市の広報でのイベント案内）</li> </ul>	本事業により、市民の国際理解の推進が図られており今後は外国人の参加を促す事業の充実を図るなど、市と協会が連携し、多文化共生のまちづくりを推進していく。	830
II-2-(2)-③ 在住外国人が市民生活を営む上で必要な情報の提供や相談体制の整備を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> 外国語による情報の提供（翻訳情報） <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種案内、健康診断案内、イベント案内、納税情報案内、行政手続案内等</li> </ul> <input type="checkbox"/> フェイスブックでの情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい日本語、英語、中国語での発信</li> </ul> <input type="checkbox"/> 射水市ホームページの多言語対応 <input type="checkbox"/> 在住外国人への相談体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・射水市外国人ヘルプデスク 市役所1階（489件）</li> </ul> <input type="checkbox"/> 外国人からの相談受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・射水市民国際交流協会・（公財）とやま国際センターと連携した。</li> </ul>	相談窓口設置に加え、やさしい日本語や多言語での情報発信を行うなど、日本人も外国人も共に暮らしやすいまちづくりを推進していく。	— — — 2,247 — —

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

		<p><input type="checkbox"/> 射水市多文化共生キーパーソンの登録 国籍を問わず多文化共生を推進するために、市内で行政や地域住民との橋渡し役となって活動される方を射水市多文化共生キーパーソンとして登録。 登録者数：23名</p>		
II-2-(2)-④ 在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。	生活安全課  市民活躍・文化課	<p><input type="checkbox"/> 多文化共生によるまちづくりの集い ・地域住民と外国人事業者及び行政による合同パトロールを中心に、地域環境の点検、指導啓発活動を実施し、相互理解を深めた。</p> <p><input type="checkbox"/> 多文化共生まちづくり交流会 ・大江地区にて、合同パトロール後にパキスタンカレー作りを通じて交流を深め、地域住民と外国人事業者等とが住みよい地域づくりについて意見交換を行った。</p>	引き続き、地域住民と外国人事業者及び行政による合同パトロールを中心に、地域環境の点検、指導啓発活動を実施し、相互理解を深めていく。	—  53
II-2-(2)-⑤ 外国語による公共表示の整備を図ります。	関係各課	<p><input type="checkbox"/> 外国語による公共表示 ・射水市公共サインシステム計画策定 (平成20年3月) ・外国語による観光案内看板等を設置</p>	外国語による公共表示の整備を進め、暮らしに必要な情報を提供できるよう努める。	—
II-2-(2)-⑥ 国際社会の課題や動向の理解を促進します。	市民活躍・文化課	<p><input type="checkbox"/> 国際理解・交流の促進 ・射水市民国際交流協会と連携し、国際理解講座や語学講座を行った。 再掲 II-2-(2)-②</p>	国際理解講座や語学講座、国際交流のためのイベント開催を通じ、多様な文化や価値観を認め合える地域づくりを推進していく。	(830)

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

## 2 地域社会における男女共同参画の推進

## (3) 防災における女性の参画拡大

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-2-(3)-① 地域住民による 自主防災組織へ の女性の参画を 促し、女性の視点 から地域の実情 に合った自主防 災体制を推進し ます。	総務課  消防本部	<p>□ 自主防災組織の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政出前講座 実施回数36回 参加人数1,326人</li> <li>・自主防災組織リーダー研修 実施回数2回 参加人数37人</li> <li>・自主防災組織率 98.6%</li> </ul> <p>(令和6年3月31日現在)</p> <p>□ 女性防火クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭からの火災を防止するため、女性で組織するクラブ員が、家庭で使用する火気設備器具等の適切な使用方法を知り、防火に関する知識と初期消火の技能などの習得に努め、地域での火災予防思想の普及啓発を図っている。</li> <li>・市内7地域で結成、会員数88人 (令和5年4月1日現在)</li> </ul> <p>自治会自主防災訓練・市総合防災訓練参加、住宅防火対策推進広報、防災施設見学研修、消防出初め式参加等</p> <p>□ 女性消防団員（平成21年6月1日～） 31人（令和5年4月1日現在） 広報、防火啓発、応急手当の普及・指導 消防出初め式、高齢者宅等訪問、射水市総合防災訓練参加等</p>	引き続き、市政出前講座等を通して市民に自主防災体制の推進について呼びかけていく。  今後も一般家庭の防火診断や研修会により火災予防に努める。また、各地区的女性防火クラブに入会しやすいように今後も普及啓発を図っていく。  今現在充足率70%以上を維持しており今後も入団を促進していく。	—  485  77,544
II-2-(3)-② 女性消防吏員や 女性防災士の増 員を図り、防災の 現場における女 性の参画拡大を 目指します。	消防本部	□ 女性消防吏員 3人（令和5年4月1日現在） 火災・救急・救助出動、広報、防火啓発、応急手当の普及・指導 消防出初め式、高齢者宅等訪問、射水市総合防災訓練参加等	女性消防吏員の割合を国が目標とする5%に近づくよう今後も女性職員の採用を進めていく。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

<p>II-2-(3)-③</p> <p>避難所運営においては、男女双方の参画を推進し、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。</p>	<p>総務課</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難所運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営職員に女性を登用した。</li> <li>・妊産婦や乳幼児の状況を理解し居住スペースを分けるように配慮した。</li> <li>・男女別の更衣室や個室の授乳室等を設けた。</li> <li>・女性用の施設については、人の目線や導線等について配慮した。</li> </ul>	<p>避難所運営等においては、引き続き、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備を行っていく。</p>	<p>—</p>
<p>II-2-(3)-④</p> <p>防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を取り入れた内容となるよう工夫します。</p>	<p>総務課</p>	<p><input type="checkbox"/> 女性防災士の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防災士の積極的な養成を行った。</li> </ul> <p>射水市防災士連絡協議会会員数：163人 (うち女性会員数：27人)</p>	<p>今後も女性防災士の積極的な養成を支援していく。</p>	<p>59</p>

## 基本目標II あらゆる分野への男女共同参画の促進

## 3 雇用や就労における男女平等の推進

## (1) 雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-3-(1)-① 国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク、富山労働局、富山県、商工会議所、商工会と連携し、就業・研修等の情報の収集と提供を図った。</li> <li>・射水市雇用対策推進協議会において学生企業訪問支援事業（いみず企業見学バヌツア））、採用活動支援事業（動画作成）及び雇用に関するセミナーを実施した。</li> </ul>	引き続き関係機関と連携し、情報収集及び周知、提供を図っていく。	(200)
II-3-(1)-② 男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 男女雇用機会均等法の周知、理解への取組 パンフレット、ポスター等により周知を図った。	引き続き、窓口等にパンフレット等設置し、周知を図っていく。	—
II-3-(1)-③ 市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。	人事課	<input type="checkbox"/> 市役所における仕事と育児の両立に向けた職員プログラムの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する休暇制度や給付手続き等をまとめた子育てハンドブックを周知するとともに、子が生まれた男性職員に対しては、子育て職員面談シートを活用して、所属長との面談を実施している。</li> <li>・男性職員の子育て目的の休暇取得率 95.2%</li> <li>・男性職員の子育て目的の休暇の5日以上の取得率 47.6%</li> <li>・育児休業取得率 男性 38.1% 女性 100%</li> </ul> <p>※子育て目的の休暇：「配偶者の出産休暇（特別休暇・2日間）」及び「男性職員の育児参画休暇（特別休暇・5日間）」のこと。</p>	子育てハンドブックの周知や子育て面談シートを活用した面談のほか、育休を取得した男性職員の子育て体験談を共有するなどして、男性職員の育児休暇及び育児休業の取得を促進する。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

II-3-(1)-④ 県の男女共同参画チーフ・オフィサー制度の普及啓発を図ります。	市民活躍・文化課	<input type="checkbox"/> チーフ・オフィサー設置事業の普及啓発 男女共同参画巡回講座等を通じて、県制度の普及啓発を図った。	巡回講座等と通じて、引き続き県制度の普及啓発を図る。	-
--	----------	--	----------------------------	---

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 3 雇用や就労における男女平等の推進

#### (2) 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
II-3-(2)-① 家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。	農林水産課	<input type="checkbox"/> 家族経営協定の普及啓発 家族経営協定は、家族経営に関わる経営主や配偶者・後継者が意欲とやりがいを持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、十分な話し合いにより取り決めるものであり、今後もその普及啓発を図っていく。 ・家族経営協定締結数：2件（締結累計：7件）	経営方針や役割分担、働きやすい就業環境について、家族の話し合いにより取り決めるよう、普及啓発を図る。	—
II-3-(2)-② 農村女性グループ育成支援を図ります。	農林水産課	<input type="checkbox"/> 農村女性グループへの支援 農村女性グループが実施する野菜や加工品等の生産・販売（農産物直売所、イベント）に関する活動費等の支援を図っている。	農村女性グループの活動費等を支援し、農村女性グループの育成支援を図る。	150
II-3-(2)-③ 農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。	農林水産課  農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> 女性の農業経営への参画 市担い手連絡協議会では、地域農業の生産を担う農業者（女性含む）の育成を図るため、情報の交換や研修会等の自主的活動を通じて農業振興に取り組んでいる。 ・会員数：54人（うち、女性5人）  <input type="checkbox"/> 農業者年金加入促進 認定農業者、担い手連絡協議会等の研修会を通じて、農業者年金の趣旨、制度広報を図っている。 （農業委員会・農業協同組合と市との連携による加入推進を実施） ・農業者年金加入推進者 10人（うち、女性1人）	地域農業の生産を担う女性農業者の育成を図るため、情報交換や研修会等の自主的活動を通じて農業振興に取り組む。  農業者年金の趣旨や制度を理解してもらい、女性農業者にも農業者年金に加入してもらう。	260  —

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

##### (1) 傾った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に發揮したい女性の活躍を促します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
III-1-(1)-① 男女が共に育児・介護休暇の取得と職場復帰しやすい環境整備を図るため、育児・介護休業法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。	商工企業立地課	<p>□ 育児・介護休業法の周知、理解への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。</li> </ul> <p>再掲 I-2-(2)-②</p>	引き続き「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図っていく。	(57)
III-1-(1)-② 男女が仕事と家庭の両立ができるよう、労働時間の短縮等、労働基準法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。	人事課 商工企業立地課	<p>□ 市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇取得率 49.3%（令和5年実績）</li> <li>・子の看護休暇の対象範囲を拡大し、「家族の看護休暇」として見直しを行った。（令和3年1月）</li> <li>・出生サポート休暇の新設（令和4年1月）</li> <li>・夏期休暇の取得期間の拡充（令和6年5月から）</li> </ul> <p>□ 労働時間短縮等の周知、理解への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、労働時間削減についての取組状況を公表することで労働時間短縮等の啓発を図った。</li> </ul> <p>再掲 I-2-(2)-②</p>	<p>有給休暇の取得促進や各種休暇制度、時差出勤及び早出遅出制度等について、職員へ周知する。</p> <p>引き続き「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図っていく。</p>	— (57)
III-1-(1)-③ 育児・介護休暇制度の周知と利用促進に利用促進に向けた啓発を行い、働きやすい職場環境づくりを促進します。	商工企業立地課	<p>□ 育児・介護休業法の周知、理解への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。</li> </ul> <p>再掲 I-2-(2)-②</p>	引き続き「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得状況を公表することで制度の周知・啓発を図っていく。	(57)

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成

##### (2) 仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることができるように啓発していきます。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
III-1-(2)-① 子育てや親の介護など個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を求めていきます。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	引き続き窓口でのチラシ設置等により、情報提供を図っていく。	—
III-1-(2)-② 健康で豊かな生活のための時間が確保できるよう、働き方の見直しを促します。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。	引き続き窓口でのチラシ設置等により、情報提供を図っていく。	—
III-1-(2)-③ 性別にかかわりなく、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、長時間労働のは正や、年次有給休暇の取得、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 国が提案する働き方改革の実現に向けた情報提供 ・パンフレット・チラシの設置により情報提供を図った。  <input type="checkbox"/> 長時間労働のは正や、年次有給休暇の取得、非正規労働者の待遇改善など、働きやすい職場環境づくりの周知、理解への取組 ・事業者に対して「企業状況調査」を実施し、長時間労働のは正や、年次有給休暇の取得、非正規労働者の待遇改善などの状況を公表することで働きやすい職場環境づくりのための周知・啓発を図った。 再掲 I-2-(2)-②	引き続き窓口でのチラシ設置等により、情報提供を図っていく。  引き続き「企業状況調査」を実施し、長時間労働のは正や、年次有給休暇の取得、非正規労働者の待遇改善などの状況を公表することで働きやすい職場環境づくりの周知・啓発を図っていく。  (57)	—

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 2 家庭生活と社会活動の両立支援

##### (1) 子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスや地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
III-2-(1)-① 延長保育や一時預かり等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。	子育て支援課	<p>□ 延長保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間（午後7時まで） 公立 10／11園 私立 1／6園 認定こども園 4／11園</li> <li>・2時間（午後8時まで） 私立 5／6園 認定こども園 6／11園</li> </ul> <p>□ 休日保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立 4／6園 認定こども園 4／11園</li> <li>・一時預かり 公立 2／11園 私立 4／6園 認定こども園 2／11園</li> </ul> <p>□ 病児・病後児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立 2／11園 私立 6／6園 認定こども園 9／11園</li> </ul> <p>□ 地域型保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所型 2／2園</li> </ul>	子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域のニーズに合わせた提供体制を整備し、より一層の子育て支援の充実を図る。	—
III-2-(1)-② 放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。	子育て支援課  生涯学習・スポーツ課	<p>□ ファミリーサポートセンター事業</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、協力会員・依頼会員・両方会員に登録し地域の子育て機能を活用した相互援助活動を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼会員 506人 ・両方会員 24人</li> <li>・協力会員 290人 ・活動件数 741件</li> </ul> <p>□ 幼稚園預かり保育事業</p> <p>子育て支援として保育時間以外の延長保育を実施した。</p> <p>公立 2／2園 認定こども園 10／11園</p> <p>□ 放課後児童健全育成事業</p> <p>保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童の放課後対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ23学級で実施した。</li> <li>・登録児童数 892人</li> </ul>	引き続き、子育て世帯等の負担軽減を図る。	3,807

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

	子育て支援課	<p>□ 子育て支援センター、つどいの広場事業 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能を充実させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型：公立1か所 私立7か所</li> <li>・連携型：私立1か所</li> </ul>	安心して子供を育むことができるよう、育児サポートを行い、育�児不安の軽減を図っていく。	—
	子育て支援課	<p>□ 児童館活動（児童館及び児童室（地域振興会）） 年間利用者数 67,286人</p>		—
	生涯学習・スポーツ課	<p>□ 放課後子ども教室推進事業 市内15の小学校区において放課後や週末の安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の方々を指導者としてスポーツや伝承遊び等の体験活動や地域の交流活動を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サークル数 38サークル 実施回数487回 参加人数 延べ7,092人 指導者 延べ1,719人</li> </ul> <p>□ 土曜学習推進事業 子どもたちが豊かで有意義な土曜日を過ごすことができるよう、地域・学校の参画を得て、土曜日ならではの様々な活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サークル数 6サークル 実施回数 67回 参加人数 延べ701人 指導者 延べ218人</li> </ul>	多くの子どもが有意義な時間を過ごせるよう、サークル活動の内容や対象学年を毎年検討しながら、放課後の活動の充実に努める。	7,696
	III-2-(1)-③ 子育て支援アプリ「ちやいる.com」やLINE、メールマガジン、ケーブルテレビなど様々な媒体を通じて、子育て支援に関する総合的な情報提供を図ります。	<p>□ 射水市子育てガイド、ホームページを活用した情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育てガイド」6,000部発行</li> <li>・「いみず子育て情報 ちやいる.com」発行 令和5年10月 2,400部、 令和6年3月 2,200部</li> <li>・子育てホームページ「いみず子育て情報ちやいる.com」での情報発信</li> <li>・「ちやいる.comテレビ」として、毎月第1週の月～日曜日で乳幼児健康診査日程やイベント情報などをケーブルテレビにて提供</li> <li>・メールマガジンの定期配信（毎月1回）</li> </ul>	ちやいる.comや市公式LINE、町やんのインスタグラムなどのSNSを活用し、射水市の子育て情報の周知を図る。	611

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

III-2-(1)-④ 育児不安軽減のための相談体制の充実を図ります。	保健センター	<p>□ 育児相談等の実施(来所相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 269回</li> <li>・実施会場 保健センター、子ども子育て総合支援センター</li> </ul> <p>保健センター及び子ども子育て総合支援センター内の、母子総合相談室、子ども発達相談室、幼児ことばの教室と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>延べ参加人数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児相談</td><td>920</td></tr> <tr> <td>母乳相談</td><td>42</td></tr> <tr> <td>栄養相談</td><td>125</td></tr> <tr> <td>離乳食実習</td><td>145</td></tr> <tr> <td>いみずつ子 Baby の会</td><td>114</td></tr> </tbody> </table>	項目	延べ参加人数(人)	育児相談	920	母乳相談	42	栄養相談	125	離乳食実習	145	いみずつ子 Baby の会	114	安心して子供を育むことができるよう、母親の心身のケアや育児サポートを行い、育児不安の軽減を図っていく。	3,467
項目	延べ参加人数(人)															
育児相談	920															
母乳相談	42															
栄養相談	125															
離乳食実習	145															
いみずつ子 Baby の会	114															
<p>□ 産後ケア（日帰り型・宿泊型・訪問型）の実施</p> <p>体調不良や育児不安等のある産婦に、助産師等が産後の身体と心のケアを通して、相談支援を実施した。</p> <p>利用件数</p> <table> <tr> <td>訪問型（産後1年未満）</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>日帰り型（産後4か月未満）</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>宿泊型（産後4か月未満）</td> <td>1件</td> </tr> </table>	訪問型（産後1年未満）	31件	日帰り型（産後4か月未満）	4件	宿泊型（産後4か月未満）	1件	371									
訪問型（産後1年未満）	31件															
日帰り型（産後4か月未満）	4件															
宿泊型（産後4か月未満）	1件															
<p>□ 産前・産後サポート事業</p> <p>母子保健推進員が、健診などの案内を持って妊婦（初産）・6～7か月児を訪問し、母の相談相手となり、家庭内や地域で孤立しないように支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問人数 延べ 626人</li> </ul>	277															
<p>□ 産後家事サポート事業</p> <p>生後6か月未満（多胎の場合は出生後1年未満）の子どもがいる家庭を対象とし、10回（多胎は15回）を上限に自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行うことで、母体の負担の軽減を図り、産後のうつ予防を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 延べ 50人</li> </ul>	225															
<p>□ 多胎ピアサポート事業</p> <p>多胎児を育てていく上での悩みやストレスを軽減し、互いに励まし合える環境づくりを促す交流会を開催した。助産師や栄養士、保健師等への相談がしやすい場の提供づくりに努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 11回 延べ参加組数 26組</li> </ul>	44															

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

		<p><input type="checkbox"/> 伴走型相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届提出後に面談を実施し、相談者のニーズに即した情報提供や支援を行った。(妊娠8か月時は市が必要と判断した者または希望者のみ)</li> <li>・妊娠届出時面談 491件</li> <li>・妊娠8か月面談 50件</li> <li>・出生後面談 519件</li> </ul> <p>・妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を実施した。</p> <p>・給付件数 1,019件</p>		—
III-2-(1)-⑤ 子育て体験や父親の育児参加を促すパパ・ママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。	保健センター	<p><input type="checkbox"/> もうすぐパパ・ママ教室</p> <p>妊娠中の両親を対象として、母子保健制度の説明、子育て世代の食事の話、沐浴指導、オムツや着替えの仕方、妊娠擬似体験等を実施した。</p> <p>・年12回開催 参加数132組（延べ262人）</p>	父親となる夫の育児への理解を深め引き続きワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図っていく。	50,950
III-2-(1)-⑥ 多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。	子育て支援課	<p><input type="checkbox"/> 認定こども園の普及推進</p> <p>令和5年4月1日から私立3園が認定こども園に移行した。</p>	子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域のニーズを考慮しながら整備を進め、認定こども園の普及を図る。	171 209,328

## 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

## 2 家庭生活と社会活動の両立支援

## (2) 介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費																				
III-2-(2)-① 育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。	商工企業立地課	<input type="checkbox"/> 育児・介護休業法の周知 • 事業者に対して「企業状況調査」を実施し、育児・介護休暇の取得 状況を公表することで制度の周知・啓発を図った。 再掲 I-2-(2)-②	引き続き育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図っていく。	(57)																				
III-2-(2)-② 在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）の充実を図ります。	地域福祉課	<input type="checkbox"/> 在宅福祉対策 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>利用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミドルステイ事業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>寝具丸洗い乾燥サービス事業</td> <td>延べ73</td> </tr> <tr> <td>おむつ支給事業</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>家族介護慰労事業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>緊急通報装置設置事業</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>外出支援 サービス事業</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>移送サービス</td> <td>延べ1,072</td> </tr> <tr> <td>在宅福祉介護手当</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>高齢者住宅改善支援事業</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 配食みまもりサービス事業 • 利用者数 30人	項目	利用実績	ミドルステイ事業	0	寝具丸洗い乾燥サービス事業	延べ73	おむつ支給事業	604	家族介護慰労事業	0	緊急通報装置設置事業	106	外出支援 サービス事業	332	移送サービス	延べ1,072	在宅福祉介護手当	378	高齢者住宅改善支援事業	2	引き続き、要介護者やひとり暮らし高齢者の在宅における生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図っていく。	52,222 293
項目	利用実績																							
ミドルステイ事業	0																							
寝具丸洗い乾燥サービス事業	延べ73																							
おむつ支給事業	604																							
家族介護慰労事業	0																							
緊急通報装置設置事業	106																							
外出支援 サービス事業	332																							
移送サービス	延べ1,072																							
在宅福祉介護手当	378																							
高齢者住宅改善支援事業	2																							

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

III-2-(2)-③ 高齢者の総合相談支援や地域の関係機関との連携による包括的・継続的なケア体制を推進します。	<p>地域福祉課</p> <p>□ 地域包括支援センター（委託5か所） 介護予防の拠点として、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護等の支援を図った。</p> <table border="1" data-bbox="508 258 1103 729"> <thead> <tr> <th>地区名</th><th>設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新湊西地域</td><td>特別養護老人ホーム 「射水万葉苑」内</td></tr> <tr> <td>新湊東地域</td><td>軽費老人ホーム 「ケアハウス万葉」内</td></tr> <tr> <td>小杉・下地域</td><td>特別養護老人ホーム 「大江苑」内</td></tr> <tr> <td>小杉南地域</td><td>特別養護老人ホーム 「太閤の杜」内</td></tr> <tr> <td>大門・大島地域</td><td>特別養護老人ホーム 「こぶし園」内</td></tr> </tbody> </table> <p>・相談件数 14,904件 うち 介護認定申請・サービス利用に関すること 3,257件 虐待に関する事 175件 成年後見・権利擁護に関すること 122件 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催  ・介護予防事業（介護予防きときと俱楽部） 地域において介護予防の知識普及を図った。 実施箇所7箇所、延べ38回、延べ465人</p>	地区名	設置場所	新湊西地域	特別養護老人ホーム 「射水万葉苑」内	新湊東地域	軽費老人ホーム 「ケアハウス万葉」内	小杉・下地域	特別養護老人ホーム 「大江苑」内	小杉南地域	特別養護老人ホーム 「太閤の杜」内	大門・大島地域	特別養護老人ホーム 「こぶし園」内	増加する高齢者の相談や、多様化するニーズに対応できるよう、令和6年度より地域包括支援センターの圏域を見直し、6箇所体制で強化を図っていく。	103,848 950
地区名	設置場所														
新湊西地域	特別養護老人ホーム 「射水万葉苑」内														
新湊東地域	軽費老人ホーム 「ケアハウス万葉」内														
小杉・下地域	特別養護老人ホーム 「大江苑」内														
小杉南地域	特別養護老人ホーム 「太閤の杜」内														
大門・大島地域	特別養護老人ホーム 「こぶし園」内														
III-2-(2)-④ 地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアシステムの取組を推進します。	<p>地域福祉課</p> <p>□ 地域包括支援センター機能強化 体制強化職員の加配、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターの配置等人員体制の強化を図るとともに職員の資質向上に向けた研修会を行っている。 再掲 III-2-2-③</p> <p>□ 地域支え合いネットワーク事業 高齢になっても支援が必要な状態となっても安心して住み慣れた地域で生活できるよう、地域での支え合い体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合い事業実施地域 26地域</li> <li>・地域ふれあいサロン 97グループ</li> </ul>	地域包括ケアシステムの要として、業務が適切かつ効率的に運営できるよう、地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備に引き続き努める。 また、地域での支え合い体制の推進に努める。	(103,848) 29,130												

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 2 家庭生活と社会活動の両立支援

##### (3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
III-2-(3)-① ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるよう、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	<p>□ 母子・父子自立支援員の配置 2人 母子家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行うとともに職業能力の向上や求職活動に関する支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 母子相談 延べ 512件 父子相談 延べ 34件 その他 258件</li> </ul> <p>□ 母子家庭等自立支援給付事業 母子家庭等の母の経済的な自立に効果的な資格取得期間中の安定した就業環境の提供、就業機会創出等を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等職業訓練促進給付金支給者 6人</li> <li>・高等職業訓練修了支援給付金支給者 2人</li> <li>・自立支援教育訓練給付金支給者 3人</li> </ul>	母子・父子自立支援員2人により、ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進に努めた。 今後も現行体制を維持するとともに、相談業務を統括する専門職の配置について検討する。	7,125
III-2-(3)-② 経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。	子育て支援課	<p>□ 児童扶養手当の支給 離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父又は母が身体などに重度の障がいがある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者数 451人（令和6年3月支給時）</li> </ul> <p>□ ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の母又は父と養育者の児童に対し、保険適用となる医療費の自己負担分を助成することで、ひとり親家庭等の健康の向上と生活の安定を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成件数 16, 806件</li> </ul> <p>□ 母子家庭等小口資金貸付金（12万円限度/年） 貸付者数 1人</p> <p>□ 射水市母子寡婦福祉連合会補助 会員数 70人</p>	ひとり親家庭等に児童扶養手当の支給や医療の援助を行うにより、福祉の増進を図ることができた。 今後もひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進に向けて、支援を行っていく。	209,679 48,776 120 243

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

	学校教育課	<p>□ 要保護・準要保護児童就学の援助 経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、給食費等を助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 就学援助者数（487人）</li> <li>・中学校 就学援助者数（258人）</li> </ul>	<p>引き続き経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者への支援を実施し、教育の機会均等を図る。</p>	68,471
--	-------	--	--	--------

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 3 生涯を通じた健康づくり

##### (1) 生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、全ての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費																								
III-3-(1)-① 健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」、8つの行動目標「Let's トライ！IMIZUSHI 健康8」を普及し、健康づくりの啓発・推進を図ります。	保健センター	<p>□ 第2次健康増進プランの推進 市民一人ひとりが自ら健康な生活に取り組めるよう、8つの行動目標「Let's トライ！IMIZUSHI 健康8」を掲げ、健康づくりを支援する。</p> <p>□ 健康づくりの啓発・推進            • 健康づくり事業功労者表彰 3人            • 「ぱくぱくクッキング」をケーブルテレビで放映 4回（野菜の食べ方1-2-3）            • 「IMIZUSHI 健康8劇場」をケーブルテレビで放映 2回（禁煙、つながり）            • 健康づくり情報を発信（SNS等）</p> <p>□ 地域啓発活動の推進（健康づくり推進員）            • 健康づくり育成事業</p> <p>（単位：回、人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>開催回数</th><th>延べ参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養教室</td><td>10</td><td>111</td></tr> <tr> <td>ヘルスボランティア養成講座</td><td>10</td><td>118</td></tr> <tr> <td>食生活改善推進員研修会</td><td>11</td><td>455</td></tr> <tr> <td>ヘルスボランティア研修会</td><td>6</td><td>429</td></tr> </tbody> </table> <p>• 健康づくり推進員活動</p> <p>（単位：回、人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>開催回数</th><th>延べ参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食生活改善推進活動</td><td>893</td><td>4,001</td></tr> <tr> <td>ヘルスボランティア活動</td><td>1,229</td><td>28,090</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 健康手帳の交付 自らの健康管理と適切な医療を確保するため、健（検）診結果等の記録手帳を交付して健康づくりを推進した。            • 平成29年度からダウンロード方式に変更</p>	項目	開催回数	延べ参加者数	栄養教室	10	111	ヘルスボランティア養成講座	10	118	食生活改善推進員研修会	11	455	ヘルスボランティア研修会	6	429	項目	開催回数	延べ参加者数	食生活改善推進活動	893	4,001	ヘルスボランティア活動	1,229	28,090	自ら健康な生活に取り組めるよう、8つの行動目標「Let's トライ！IMIZUSHI 健康8」を普及し、健康づくりの推進に努めます。	2,304 — 583
項目	開催回数	延べ参加者数																										
栄養教室	10	111																										
ヘルスボランティア養成講座	10	118																										
食生活改善推進員研修会	11	455																										
ヘルスボランティア研修会	6	429																										
項目	開催回数	延べ参加者数																										
食生活改善推進活動	893	4,001																										
ヘルスボランティア活動	1,229	28,090																										

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

III-3-(1)-② 未熟児対象の相談会を実施するなど、乳幼児の健診査、教室を通じて心身ともに健やかな成長を支援します。	保健センター	<p><input type="checkbox"/> 母子保健事業の充実</p> <p style="text-align: center;">(単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>実施回数</th><th>受診者 (参加者) 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦一般健康診査</td><td>—</td><td>6184</td></tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td><td>—</td><td>1025</td></tr> <tr> <td>新生児訪問指導</td><td>—</td><td>316</td></tr> <tr> <td>未熟児訪問指導</td><td>—</td><td>83</td></tr> <tr> <td>育児相談・教室等 (育児・母乳・栄養相談等)</td><td>相談会 来所・電話</td><td>30 —</td><td>264 503</td></tr> <tr> <td>地域育児教室</td><td></td><td>3</td><td>16</td></tr> <tr> <td>要観察児相談・教室</td><td></td><td>101</td><td>812</td></tr> <tr> <td>未熟児フォローアップ相談</td><td></td><td>4</td><td>16</td></tr> </tbody> </table>	項目	実施回数	受診者 (参加者) 数	妊婦一般健康診査	—	6184	乳児一般健康診査	—	1025	新生児訪問指導	—	316	未熟児訪問指導	—	83	育児相談・教室等 (育児・母乳・栄養相談等)	相談会 来所・電話	30 —	264 503	地域育児教室		3	16	要観察児相談・教室		101	812	未熟児フォローアップ相談		4	16	妊婦や出産後の母親の心身の健康の保持のため、育児支援事業や相談会を引き続き開催します。	69,896
項目	実施回数	受診者 (参加者) 数																																	
妊婦一般健康診査	—	6184																																	
乳児一般健康診査	—	1025																																	
新生児訪問指導	—	316																																	
未熟児訪問指導	—	83																																	
育児相談・教室等 (育児・母乳・栄養相談等)	相談会 来所・電話	30 —	264 503																																
地域育児教室		3	16																																
要観察児相談・教室		101	812																																
未熟児フォローアップ相談		4	16																																
<p><input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査</p> <p style="text-align: center;">(単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>3か月児</th><th>1歳6か月児</th><th>3歳6か月児</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td><td>24</td><td>27</td><td>26</td></tr> <tr> <td>受診者数</td><td>533</td><td>631</td><td>608</td></tr> </tbody> </table>	項目	3か月児	1歳6か月児	3歳6か月児	実施回数	24	27	26	受診者数	533	631	608																							
項目	3か月児	1歳6か月児	3歳6か月児																																
実施回数	24	27	26																																
受診者数	533	631	608																																
III-3-(1)-③ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育や性感染症、HIV／エイズ等、正しい知識の周知と防止対策を推進します。	保健センター	<p><input type="checkbox"/> 性感染症などの周知と防止対策推進</p> <p>性感染症やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）/AIDS（後天性免疫不全症候群）の正しい知識と予防の普及・啓発に関するパンフレット・チラシ等を保健センター窓口に隨時配布した。</p> <p>&lt;参考&gt;性感染症相談(高岡厚生センター射水支所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>電話相談</th><th>来所相談 (含結果告知)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性感染症相談</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr> <td>エイズ検査</td><td>3</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	項目	電話相談	来所相談 (含結果告知)	性感染症相談	4	0	エイズ検査	3	0	今後も児童・生徒に向けて性感染症などの正しい知識を普及・啓発し、防止対策に努めます。	—																						
項目	電話相談	来所相談 (含結果告知)																																	
性感染症相談	4	0																																	
エイズ検査	3	0																																	

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

	学校教育課 (教育センター)	<p>□ 発達（成長）段階に応じた性教育の実施 学級活動、小学校の体育科（保健分野）、中学校の保健体育科（保健分野）の学習で発達段階に応じて性に関する教育を行った。養護教諭とのチームティーチングによる学習を進めるなどして、児童生徒に正しい知識を身に付け、男女は人間として平等であり、相互に人格を尊重しながら生活すべきことを指導した。</p> <p>□ 性病予防、薬物乱用防止パンフレットの配布</p>	今後も、発達（成長）段階に応じた性教育を実施するなどし、引き続き児童生徒への性教育を進める。	—																																			
III-3-(1)-④	保健センター 保険年金課	<p>□ 健康教育の推進 (単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病態別</td> <td>16</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>身体すっきり教室</td> <td>10</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 健康相談の推進 (単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合健康相談(窓口相談等)</td> <td>50</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>重点健康相談</td> <td>113</td> <td>694</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 健康診査の推進 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査：40～74歳</td> <td>5, 712</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者の健康診査：75歳以上</td> <td>5, 658</td> </tr> <tr> <td>一般健康診査：40歳以上</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査：40歳以上</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検査： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患検査： 40、50、60、70歳節目年齢者</td> <td>352</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 訪問指導の推進（40～64才） 健康診査の要指導や健康問題を抱えた家族等を対象に、保健師・栄養士が訪問指導を行い、健康の保持・増進を図った。 ・要指導者等 24人</p>	項目	回数	参加者数	病態別	16	296	身体すっきり教室	10	155	その他	15	48	項目	回数	参加者数	総合健康相談(窓口相談等)	50	128	重点健康相談	113	694	項目	受診者数	特定健康診査：40～74歳	5, 712	後期高齢者の健康診査：75歳以上	5, 658	一般健康診査：40歳以上	15	肝炎ウイルス検査：40歳以上	178	骨粗しょう症検査： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性	524	歯周疾患検査： 40、50、60、70歳節目年齢者	352	主体的に健康管理ができるよう、今後も健康診査、各種がん検診、健康教室、健康相談の推進に努めます	915 262 67,292 57
項目	回数	参加者数																																					
病態別	16	296																																					
身体すっきり教室	10	155																																					
その他	15	48																																					
項目	回数	参加者数																																					
総合健康相談(窓口相談等)	50	128																																					
重点健康相談	113	694																																					
項目	受診者数																																						
特定健康診査：40～74歳	5, 712																																						
後期高齢者の健康診査：75歳以上	5, 658																																						
一般健康診査：40歳以上	15																																						
肝炎ウイルス検査：40歳以上	178																																						
骨粗しょう症検査： 40、45、50、55、60歳節目年齢女性	524																																						
歯周疾患検査： 40、50、60、70歳節目年齢者	352																																						

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

保健センター 保険年金課	<p>□ がん検診の推進</p> <p>(単位：%、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>受診率</th><th>受診者数</th><th>受診対象者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃</td><td>31.8 (男 29.1) (女 33.8)</td><td>2,648 (男 1,010) (女 1,638)</td><td>8,316 (男 3,469) (女 4,847)</td></tr> <tr> <td>大腸</td><td>36.9 (男 33.6) (女 39.2)</td><td>5,889 (男 2,259) (女 3,630)</td><td>15,977 (男 6,715) (女 9,262)</td></tr> <tr> <td>肺・結核</td><td>27.1 (男 25.3) (女 28.2)</td><td>8,164 (男 3,001) (女 5,163)</td><td>30,173 (男 11,871) (女 18,302)</td></tr> <tr> <td>子宮</td><td>47.6</td><td>3,000</td><td>6,300</td></tr> <tr> <td>乳房</td><td>41.5</td><td>2,304</td><td>5,550</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前立腺がん検診 661人</li> <li>・ヘリカルCT肺がん検診 172人</li> </ul> <p>※子育て中の母親が子宮がん検診を受診しやすいようママ検診を実施している。（年6回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん患者補正具購入費用助成事業</li> <li>延申請件数（ウィッグ44件、乳房補正具8件）</li> </ul> <p>□ こころの健康づくりの推進</p> <p>(単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こころの健康相談</td><td>28</td><td>46</td></tr> <tr> <td>人材育成（ゲートキーパー養成講座）</td><td>10</td><td>275</td></tr> <tr> <td>精神保健相談、訪問指導</td><td>—</td><td>延109</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 特定保健指導の実施</p> <p>特定健康診査の結果より保健師・栄養士が保健指導、栄養指導を行った。</p> <p>(単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>回数</th><th>参加者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特トク相談会</td><td>8</td><td>38</td></tr> <tr> <td>身体すっきり教室</td><td>6</td><td>15</td></tr> <tr> <td>来所相談</td><td>随時</td><td>13</td></tr> <tr> <td>訪問指導</td><td>随時</td><td>23</td></tr> <tr> <td>メタボいつでも相談</td><td>随時</td><td>77</td></tr> <tr> <td>ウエストすっきりプラン</td><td>随時</td><td>6</td></tr> <tr> <td>集団健診当日面談</td><td>7</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	項目	受診率	受診者数	受診対象者数	胃	31.8 (男 29.1) (女 33.8)	2,648 (男 1,010) (女 1,638)	8,316 (男 3,469) (女 4,847)	大腸	36.9 (男 33.6) (女 39.2)	5,889 (男 2,259) (女 3,630)	15,977 (男 6,715) (女 9,262)	肺・結核	27.1 (男 25.3) (女 28.2)	8,164 (男 3,001) (女 5,163)	30,173 (男 11,871) (女 18,302)	子宮	47.6	3,000	6,300	乳房	41.5	2,304	5,550	項目	回数	参加者数	こころの健康相談	28	46	人材育成（ゲートキーパー養成講座）	10	275	精神保健相談、訪問指導	—	延109	項目	回数	参加者数	特トク相談会	8	38	身体すっきり教室	6	15	来所相談	随時	13	訪問指導	随時	23	メタボいつでも相談	随時	77	ウエストすっきりプラン	随時	6	集団健診当日面談	7	4	94,930
項目	受診率	受診者数	受診対象者数																																																											
胃	31.8 (男 29.1) (女 33.8)	2,648 (男 1,010) (女 1,638)	8,316 (男 3,469) (女 4,847)																																																											
大腸	36.9 (男 33.6) (女 39.2)	5,889 (男 2,259) (女 3,630)	15,977 (男 6,715) (女 9,262)																																																											
肺・結核	27.1 (男 25.3) (女 28.2)	8,164 (男 3,001) (女 5,163)	30,173 (男 11,871) (女 18,302)																																																											
子宮	47.6	3,000	6,300																																																											
乳房	41.5	2,304	5,550																																																											
項目	回数	参加者数																																																												
こころの健康相談	28	46																																																												
人材育成（ゲートキーパー養成講座）	10	275																																																												
精神保健相談、訪問指導	—	延109																																																												
項目	回数	参加者数																																																												
特トク相談会	8	38																																																												
身体すっきり教室	6	15																																																												
来所相談	随時	13																																																												
訪問指導	随時	23																																																												
メタボいつでも相談	随時	77																																																												
ウエストすっきりプラン	随時	6																																																												
集団健診当日面談	7	4																																																												
	596																																																													
		3,305																																																												

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

<p>III-3-(1)-⑤ 飲酒、喫煙等の健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止を推進します。</p>	<p>保健センター</p> <p><input type="checkbox"/> 健康被害に対する情報提供や受動喫煙防止 ・健康教育や健康相談等で個別に生活習慣改善指導を実施した。 再掲 III-3-(1)-④</p>	<p>健康相談等にて健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止に努めます。</p>	<p>(20)</p>																															
<p>III-3-(1)-⑥ 総合型地域スポーツクラブの支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進します。</p>	<p>生涯学習・スポーツ課</p> <p><input type="checkbox"/> 総合型地域スポーツクラブの支援 市内5つの総合型地域スポーツクラブの自主運営に向け活動の支援を図っている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NPO法人新湊カモン スポーツクラブ</td> <td style="text-align: center;">1, 303</td> </tr> <tr> <td>NPO法人こすぎ総合 スポーツクラブきらり</td> <td style="text-align: center;">1, 187</td> </tr> <tr> <td>NPO法人だいもん スポーツクラブ</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> <tr> <td>NPO法人おおしま スポーツクラブ</td> <td style="text-align: center;">1, 474</td> </tr> <tr> <td>NPO法人しもむら スポーツクラブまいけ</td> <td style="text-align: center;">168</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 地域スポーツ活動の環境整備（学校開放事業）</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> <th style="text-align: center;">利用人数（延べ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">小学校</td> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">54, 008</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"></td> <td style="text-align: center;">夜間照明グラウンド</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">21, 521</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">中学校</td> <td style="text-align: center;">体育館</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">29, 986</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"></td> <td style="text-align: center;">夜間照明グラウンド</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1, 676</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> スポーツ指導者の育成 スポーツ活動の推進及び市民に対するスポーツの実技指導を行うためのスポーツ推進委員を108人委嘱した。</p>	名 称	会員数	NPO法人新湊カモン スポーツクラブ	1, 303	NPO法人こすぎ総合 スポーツクラブきらり	1, 187	NPO法人だいもん スポーツクラブ	270	NPO法人おおしま スポーツクラブ	1, 474	NPO法人しもむら スポーツクラブまいけ	168	項 目	施設数	利用人数（延べ）	小学校	体育館	14	54, 008		夜間照明グラウンド	11	21, 521	中学校	体育館	6	29, 986		夜間照明グラウンド	3	1, 676	<p>引き続き、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進するとともに、スポーツ育成者の育成も行う。</p>	<p>—</p>
名 称	会員数																																	
NPO法人新湊カモン スポーツクラブ	1, 303																																	
NPO法人こすぎ総合 スポーツクラブきらり	1, 187																																	
NPO法人だいもん スポーツクラブ	270																																	
NPO法人おおしま スポーツクラブ	1, 474																																	
NPO法人しもむら スポーツクラブまいけ	168																																	
項 目	施設数	利用人数（延べ）																																
小学校	体育館	14	54, 008																															
	夜間照明グラウンド	11	21, 521																															
中学校	体育館	6	29, 986																															
	夜間照明グラウンド	3	1, 676																															

7,679

2,528

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

III-3-(1)-⑦ 自殺予防の観点から相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。	保健センター  子育て支援課	<p>□ 産後家事サポート事業 生後2か月未満（多胎の場合は出生後1年未満）の子どもがいる家庭を対象とし、10回（多胎は15回）を上限に自宅にヘルパーを派遣し、家事 育児支援を行うことで、母体の負担の軽減を図り、産後のうつ予防を図った。 再掲 III-2-(1)-④</p> <p>□ 多胎ピアサポート事業 多胎児を育てていく上での悩みやストレスを軽減し、互いに励まし合える環境づくりを促す交流会を開催した。助産師や栄養士、保健師等への相談がしやすい場の提供づくりに努めた。 再掲 III-2-(1)-④</p> <p>□ 伴走型相談支援事業  <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届提出後に面談を実施し、相談者のニーズに即した情報提供や支援を行った。（妊娠8か月時は市が必要と判断した者または希望者のみ） 再掲 III-2-(1)-④</li> <li>・妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を実施した。 再掲 III-2-(1)-④</li> </ul> </p>	<p>安心して子供を育むことができるよう、母親の心身のケアや育児サポートを行い、育児不安の軽減を図っていく。</p> <p>(225)</p> <p>(44)</p> <p>—</p> <p>50,950</p>

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 3 生涯を通じた健康づくり

##### (2) 母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費
III-3-(2)-① 女性の思春期、妊娠、出産期、育児期、更年期、高齢期等に応じた健康づくりの支援を図ります。	保健センター	<p>□ プレ妊活健診費助成事業 将来子どもを持つことを望む夫婦を対象に、妊娠・出産に影響する疾患についての健診費用を助成した。 (令和5年10月より実施) ・申請件数9件 受診者3件</p> <p>□ 女性の身体的变化に応じた健康づくりの支援 ・妊娠届出者へ母子健康手帳を交付し、妊娠期からの「食育」をはじめとする保健・栄養指導を実施した。 ・母子健康手帳交付件数 491件</p>	<p>引き続き、広報やホームページを活用し、妊娠期前からの健康管理の必要性を普及していく。</p> <p>母子健康手帳交付時に女性の身体的变化に応じた健康づくりの支援を図っていく。</p>	82 208
III-3-(2)-② 妊娠婦の健康診査や妊娠、出産に伴う心身の健康上の問題に対する支援と職場や地域への啓発を図ります。	保健センター	<p>□ 母子保健事業 再掲 III-3-(1)-②</p> <p>□ 産前・産後サポート事業 再掲 III-2-(1)-④</p> <p>□ 産後家事サポート事業 再掲 III-2-(1)-④</p> <p>□ もうすぐパパ・ママ教室 再掲 III-2-(1)-⑤</p> <p>□ 母子保健推進員活動の推進 妊娠婦や乳幼児の家庭を訪問し、子育て情報を提供するなど、地域ぐるみで育児支援を図っている。 ・射水市母子保健推進員 86人 家庭訪問活動 1044件 地区活動 167人 事業協力 41人</p> <p>□ 健康診査の推進 再掲 III-3-(1)-②</p>	<p>妊娠や出産後の母親の心身の健康の保持のため、育児支援事業や相談会を引き続き開催します。</p>	(69,896) (277) (225) (171) 848 (7,685)

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

		<input type="checkbox"/> 妊婦歯科健康診査 妊娠届出時に健診希望者に受診券を交付、市内指定医療機関で受診 受診者数 193人		1,029
III-3-(2)-③ 不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介や不妊治療に要する経済的な支援を図ります。	保健センター	<input type="checkbox"/> 不妊治療等の推進 不妊治療に要する費用を1年度に10万円を限度として支給した。先進医療について治療費の7割、上限15万円を限度として支給した。不育症治療費は1回の治療につき30万円を限度として支給した。 • 不妊治療助成費件数 101件 • 不妊治療助成（先進医療）2件 • 不育症治療助成費件数 6件	不妊治療等に要する費用の一部を助成することで経済的な負担軽減を図っています。	8,036
III-3-(2)-④ 女性のがんの罹患率第1位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。	保健センター	<input type="checkbox"/> がん検診の推進 再掲 III-3-(1)-④	女性に多い乳がんの検診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めます。	(94,340)
III-3-(2)-⑤ 女性の抱える悩みに対する相談体制の充実を図ります。	保健センター	<input type="checkbox"/> 相談・支援の実施 子ども子育て総合支援センター内に、母子総合相談室、子ども発達相談室、幼児ことばの教室を開設し、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施した。 再掲 III-2-(1)-④	充実した支援を行えるよう、関係機関との連携を強化していく。	(3,467)
III-3-(2)-⑥ 出産後の心身とともに不安定な時期における母子の健康を守るための支援に取り組みます。	保健センター	<input type="checkbox"/> 産後家事サポート事業 生後2か月未満（多胎の場合は出生後1年未満）の子どもがいる家庭を対象とし、10回（多胎は15回）を上限に自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行うことで、母体の負担の軽減を図り、産後のうつ予防を図った。 再掲 III-2-(1)-④	妊婦や出産後の母親の心身の健康の保持のため、育児支援事業や相談会を引き続き開催します。	(225)
		<input type="checkbox"/> 多胎ピアサポート事業 多胎児を育てていく上の悩みやストレスを軽減し、互いに励まし合える環境づくりを促す交流会を開催した。助産師や栄養士、保健師等への相談がしやすい場の提供づくりに努めた。 再掲 III-2-(1)-④		(44)

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

子育て支援課	<p><input type="checkbox"/> 伴走型相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届提出後に面談を実施し、相談者のニーズに即した情報提供や支援を行った。(妊娠8か月時は市が必要と判断した者または希望者のみ)</li> </ul> <p>再掲 III-2-(1)-④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を実施した。</li> </ul> <p>再掲 III-2-(1)-④</p>		—  50,950
--------	--	--	-----------------

### 基本目標III 健康でいきいきと暮らせる環境整備

#### 3 生涯を通じた健康づくり

##### (3) 高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられる立場でなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障がいのある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

(単位：千円)

具体的施策	担当課	令和5年度 実施概要	今後の方向性	事業費															
III-3-(3)-① 高齢者の健康や 介護予防、生きが い対策等の施策 を推進します。	保健センター	<p>□ 元気高齢者支援事業 (単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者健康教育（きら らか射水100歳体操・ 栄養講座含む）</td> <td>60</td> <td>1, 518</td> </tr> <tr> <td>地域ふれあいサロン への健康講座</td> <td>6</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>高齢者健康相談</td> <td>245</td> <td>517</td> </tr> <tr> <td>高齢者訪問指導</td> <td>—</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	項目	回数	延べ参加人数	高齢者健康教育（きら らか射水100歳体操・ 栄養講座含む）	60	1, 518	地域ふれあいサロン への健康講座	6	92	高齢者健康相談	245	517	高齢者訪問指導	—	78	地域での健康教 育等を通じて、 高齢者の健康づ くりの推進に努 めます。	—
項目	回数	延べ参加人数																	
高齢者健康教育（きら らか射水100歳体操・ 栄養講座含む）	60	1, 518																	
地域ふれあいサロン への健康講座	6	92																	
高齢者健康相談	245	517																	
高齢者訪問指導	—	78																	
	地域福祉課	<p>□ 一般介護予防事業 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防 等を目的に介護 予防教室を開催し、介護予防の普及を図った。 (単位：回、人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防きときと 俱楽部</td> <td>38</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>介護予防地域啓発 活動</td> <td>81</td> <td>1, 471</td> </tr> <tr> <td>きららか射水100歳 体操出前講座</td> <td>7</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>きららか射水100歳 体操定着支援</td> <td>165グループ 登録者数 2,927人 実参加者 2,760人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域ふれあい介護予防事業 いきいき長寿館 39回</p>	項目	回数	延べ参加人数	介護予防きときと 俱楽部	38	465	介護予防地域啓発 活動	81	1, 471	きららか射水100歳 体操出前講座	7	162	きららか射水100歳 体操定着支援	165グループ 登録者数 2,927人 実参加者 2,760人		出前講座等の継 続により市民の 介護予防への意 識を高める。きら らか射水100歳体 操は、高齢者人口 の1割の参加者数 を目標に引き続 き普及啓発して いく。	35,302
項目	回数	延べ参加人数																	
介護予防きときと 俱楽部	38	465																	
介護予防地域啓発 活動	81	1, 471																	
きららか射水100歳 体操出前講座	7	162																	
きららか射水100歳 体操定着支援	165グループ 登録者数 2,927人 実参加者 2,760人																		

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

		<p>□ 介護予防人材育成事業 ・認知症サポーター養成講座 33回 延べ980人</p> <p>□ 高齢者生きがい対策事業 ・老人クラブ運営補助 単位老人クラブ数 129 会員 9,863人 ・ふれあい健康農園運営事業 183区画 ・節目祝事業（100歳祝 37人）</p>		487 18,319
III-3-(3)-② 高齢者の豊かな 知識と経験を生 かした、ボランテ ィア活動や地域 づくり等の社会 参加を推進しま す。	社会福祉 協議会 (地域福祉課)	<p>□ ボランティアセンターの運営 ・ボランティアセンター（運営主体：社会福祉協議 会）の事業運営に係る経費の支援 ・ボランティアコーディネーター設置事業への支援 ボランティアコーディネーター 3人</p> <p>□ ボランティア団体への支援 ・ボランティアセンター（1か所）設置 ※令和5年12月末の新湊支所閉所に伴い新湊ボラ ンティアステーション閉所した。 ・ボランティア保険の加入等、地域におけるボラン ティア活動を支援 保険加入者 1,225人</p>	引き続き、市社 会福祉協議会と 連携しながら、 福祉の増進を図 るために、事業を 実施していく。	14,370 274
III-3-(3)-③ 高齢者の働く喜 びと社会参加を 促進するシルバ 一人材センター の活動の支援を 図ります。	地域福祉課	<p>□ 高齢者労働能力活用事業 ・シルバー人材センター 会員数：645人 受託事業・派遣事業件数：6,692件 就労延べ人数：61,314人</p>	引き続き、高齢 者の能力や経験 を生かした就業 の場や活躍する 機会の確保を図 るために、シルバ 一人材センター の運営を支援し ていく。	22,496
III-3-(3)-④ 障がいのある人 に対する理解の 促進と普及啓発 を図ります。	社会福祉課	<p>□ 心のバリアフリー事業 ・封筒点字打刻 55,650枚 ・障がい者週間作品展示会の開催 1回 ・障害者就労施設等からの物品等の調達 22件</p>	障害のある人へ の理解促進と普 及啓発の促進の ため、今後も事 業を継続してい く。	—

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

III-3-(3)-⑤ 障がいのある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援や相談体制の充実を図ります。	社会福祉課	<input type="checkbox"/> 障がい者福祉対策事業 (単位：件、人)	障がいのある人の自立と社会活動への参加を促進するため、今後も各事業を継続していく。	7,144
III-3-(3)-⑥ 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人々が、安全で快適な日常生活が送れるよう、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります	社会福祉課  政策推進課	<input type="checkbox"/> 公共施設等のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のバリアフリー化を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての市民が生活しやすいまちづくりを目指す。</li> <li>・視覚障がい者用点字ブロック整備事業</li> </ul>	点字ブロックの整備については、整備度が低い地区や、視覚障がい者の利用頻度が高い場所等について、協会から要望された箇所を優先的に整備を行っていく。  令和7年度からの新たなプランについて、令和6年度に検討する。	488
		<input type="checkbox"/> バリアフリーマスターplanの策定 令和元年度にバリアフリーマスターplan（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定した。		—

## 第2次射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標一覧

## 基本目標I 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

課題	指標	策定時 (H27年度)	現状値 (R5年度)	目標値 (R8年度)
1 男女共同参画の理解と意識形成	男女の地位の平等感	家庭 31.1% 職場 23.5% 慣習等 9.2%	家庭 34.4% 職場 27.6% 慣習等 10.3% (※1)	家庭 43% 職場 35% 慣習等 21%
	生涯学習講座の年間延べ受講者数	36,765人	33,061人	43,000人
	「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 79.0%	小学校 87.7% 中学校 87.8%	100%
2 男女の人権の尊重	DV被害にあった際に相談しなかった割合	67.7%	58.2% (※1)	50%
	DV被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	20.6%	26.8% (※1)	0

※1 令和5年度は「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施していないため、令和2年度調査時のもの。

## 基本目標II あらゆる分野への男女共同参画の促進

課題	指標	策定時 (H27年度)	現状値 (R5年度)	目標値 (R8年度)
1 女性が活躍できる社会の環境づくり	審議会等における女性委員の登用率	34.1%	25.2%	40.0%
	女性委員のいない審議会等数	1	7	0
	管理職にある職員に占める女性の割合	20.7%	12.5%	20%
	女性人材リスト登録者数	—	9人	50人
2 地域社会における男女共同参画の推進	自主防災組織の組織率	98.6%	98.6%	100%
	NPO法人認証数	34団体	35団体	45団体
	福祉ボランティア登録者数	2,000人	1,759人	2,140人
	アダプト・プログラム参加団体数	61団体	56団体	70団体
	女性消防団員数	39人	31人	40人

## 第2章 第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）に基づく施策の実施状況

課題	指標	策定時 (H27年度)	現状値 (R5年度)	目標値 (R8年度)
3 雇用や就労における男女平等の推進	新規採用職員に占める女性割合	62.0%	54.0%	50.0%
	ゆとりライフ互助会加入者数	862人	692人	900人
	女性の農業経営への参画	15人	5人	15人

### 基本目標Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備

課題	指標	策定時 (H27年度)	現状値 (R5年度)	目標値 (R8年度)
1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	一般事業主行動計画策定率	—	79.6%	100%
	職員一人あたりの年次休暇取得数	6.4日	9.9日	12日
2 家庭生活と社会活動の両立支援	延長保育、休日保育実施保育園数	延長保育23園 休日保育8園	延長保育28園 休日保育9園	延長保育26園 休日保育10園
	放課後児童クラブ（学童保育）数	20クラブ	23クラブ	24クラブ
	住民型サービス提供団体数	—	26団体	27団体
	父親の育児参加率	88.5%	94.6%	100%
3 生涯を通じた健康づくり	総合型地域スポーツクラブの会員加入率	4.4%	4.9%	5%
	子宮がん、乳がん検診の受診率	乳がん 32.7% 子宮がん 34.3%	乳がん 41.5% 子宮がん 47.6%	乳がん 50% 子宮がん 50%
	健康な高齢者の割合	81.5%	80.6%	78%

## ■ 射水市男女共同参画推進条例

### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第16条）

第3章 射水市男女共同参画審議会（第17条・第18条）

第4章 雜則（第19条）

附則

射水市は、豊かな自然や長い歴史と輝かしい文化に恵まれた、誇りと希望にあふれるまちである。

ここに、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性豊かでいきいきと暮らす活気と輝きに満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与える、又は生活環境を害する行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取りを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念（前文及び第3条に定める男女共同参画の推進についての基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者等と連携して取り組むものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の活動と家庭生活における活動の両立が可能となるよう環境整備に努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、男女間において、身体的、精神的、性的又は経済的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

### (公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固有的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策等

## (基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第17条に規定する射水市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

## (市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、あらゆる機会を通じて情報を提供するよう努めるものとする。

## (調査研究)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

## (自主的な推進活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成の推進に資する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (報告)

第13条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

## (男女共同参画推進員)

第14条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、射水市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置くものとする。

2 推進員は、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

## (拠点施設の設置)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

## (苦情及び相談への対応)

第16条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

### 第3章 射水市男女共同参画審議会

(射水市男女共同参画審議会)

第17条 基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び審議するため射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画社会の形成の推進に関して見識を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 雜則

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第9条の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

## ■ 射水市男女共同参画審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、射水市男女共同参画推進条例（平成18年射水市条例第65号。）第17条に規定する射水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮り、会議を非公開にすることができる。

### (庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民生活部市民活躍・文化課において処理する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## ■ 射水市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 射水市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、射水市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第5条 推進会議に付すべき事項の調整並びに調査及び検討を図るため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長は、市民生活部次長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集する。

5 幹事会は、必要に応じて、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

6 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民活躍・文化課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第26号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日訓令第26号）

この訓令は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

議会事務局長、企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、消防長、会計管理者、監査委員事務局長
---

別表2（第5条関係）

企画管理部	政策推進課長 人事課長 未来創造課長
財務管理部	総務課長
市民生活部	市民課長 生活安全課長 環境課長
福祉保健部	地域福祉課長 社会福祉課長 保険年金課長 子育て支援課長 保健センター所長
産業経済部	商工企業立地課長 農林水産課長
都市整備部	都市計画課長 道路課長 建築住宅課長
教育委員会	学校教育課長 生涯学習・スポーツ課長



射水市市民生活部市民活躍・文化課  
市民活躍推進係

〒939-0294 射水市新開発410番地1

TEL 0766-51-6622

FAX 0766-51-6654

<https://www.city.imizu.toyama.jp/>